

平成14年厚岸町議会第1回定例会		
平成14年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成14年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年3月18日 午前10時00分
	閉 会	平成14年3月18日 午後 5時08分

1 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	×
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 2名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育長	富澤泰
助役	鈴木英世	教委管理課長	田辺正保
収入役	君澤英二	教委生涯 学習課長	大野榮司
総務課長	大沼隆		
企画財政課長	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
税務課長	柿崎修一	農委事務局長	松浦正之
町民課長	古川福一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
保健福祉課長	斉藤健一		
環境政策課長	西野清	教委指導課長	齋藤晃
農政課長	福田美樹夫	水道課長	山崎国雄
水産課長	小倉利一	病院事務長	大野繁嗣
商工観光課長	久保一將	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
管理課長	松澤武夫		
建設課長	北村誠	デイサービス センター施設長	玉田勝幸

委員長 委員会を再開します。

開会時刻10時00分

委員長 審議に入る前に、委員長として審議促進についてのお願いがあります。

去る12日から15日までの4日間、一般会計の審議を進めてきたところですが、会期があと今日を含めて3日あるとはいえ、現状では会期内議了が心配になってきました。

そこで、各委員の皆様方に対するお願いです。

質問の際にはその内容を的確に要約し、手短かにしていただきたいということであり、一方、受ける側の理事者、管理職においては、質問者の内容に対する的確に答弁すること、さらには質問以外のことは言わないようにしていただきたいと、こういうことでございますので、質問の制約はする意図はございませんので、ご了承願いたいと思います。

それでは、234ページ、5目の養殖事業費から始めてまいります。

ございませんか。

9番。

9番 どなたかからもカキの養殖センターのことにつきまして、質問、あるいは答弁がありましたから、詳しいことはいいですが、水産課長、いろいろと我々の耳にも昨年来聞かされます。あなた方が悪いと言っているんじゃないで、一般的に筋の通らんで、好き勝手なことを言う人種もおりますから、そういうときはあなた方は勇気を持って、あくまでも筋論できちっとして説明して仕事を進めてもらいたいと、それがぶれると際限なくなりますから、これはわかりますかな。

委員長 水産課長。

水産課長 カキ種苗センターの運営にかかわる点についてのご質問かと承りますが、本年度から種苗の生産に当たりましては、有料で配布をさせていただき、なおかつその規模数についても、さきの議会の中でもお答え申し上げておりますが、いずれにいたしましても、多額の費用をかけてつくった施設でございます。本来の目的を達成すべく、それぞれの立場で最大の努力をして、当初の目的を達成し、ひいては漁業者のためになる、そういった施設の管理運営に努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

委員長 9番。  
9番 漁業者は漁業者なりの責務を果たすのは当然です。義務もありますから、その辺もきちっと変にお願いするんじゃなくて、お互いにやっていくんだと、自分たちも責任はあるし、自分たちの分は。また、相手方も相手方にその責任の義務を果たしていただきたいと、きちっと踏まえた上でお互いに力を合わせてやっていくと。迎合したらいけませんから、その必要もありませんし、その辺ひとつ踏まえてやっていただきたいと思います。

委員長 水産課長。  
水産課長 ただいまの質問者の意を心して進めてまいりたいと思います。

委員長 よろしいですか。  
他にありませんか。  
なければ進めます。  
6目、水産施設費。  
なければ 238ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。  
11番。

11番 新しいこの緊急地域雇用対策事業なんですが、厚岸町が予定されているのはどういう事業なのか、年度別に教えていただきたいんですが、それと今回予算化されているのはどれぐらいですか。

委員長 商工観光課長。  
商工観光課長 お答えを申し上げます。  
14年度から16年度まで、従来の名称でいきますと緊急地域雇用特別対策事業、新しい事業名でいきますと新事業という言葉がつくんですが、予定されておりますのは、教育委員会の障害児指導補助員配置事業、それからもう一つは河川周辺の森林整備事業、これは環境政策課の方でございますが、内容は枝打ちが主体になります。いずれの事業も要望事業の内部精査の中では、14、15、16年と3カ年続けてこの事業をやるということで協議を終えておまして、3年間で要します事業費は約2,020万円ということであります。

ちなみに、14年度予定をしております障害児指導補助員配置事業につきましては238万円程度、それから森林整備の方は453万円程度という事業量でございますが、この事業の推進に当たりましては、教育委員会の方は当然4月から必要な事業とし

て一般財源で計上されておりまして、国の採択認定が今月末にされるということでもありますから、採択通知後次回の補正予算対応ということで財源の見直し等も含めてご審議いただく形になると思いますが、もう一方の方の森林整備事業そのものも当初予算には乗ってございません。採択後、事業の組み立てをして補正予算でご審議をいただくという形になると思います。

委員長 11番。

11番 今回これらの事業は今までの事業の考え方と違って、人件費を相当額見込めるということになってますよね。そうすると、今回予定されている今年度で言えば238万円、453万円、これらはどのぐらいの人員がそれぞれの事業で必要で、そのうちの幾らが人件費なのか、それぞれ教えていただきたいんですが。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 新しい事業の要件につきましては、人件費率を8割という目安で事業組み立てを下さいという指導がありました。今の時点では、先ほど申し上げました障害児指導補助員の配置につきましては、1名の採用予定でございますので、新規雇用率は100%という形になります。

それから、枝打ち事業の方は新規雇用の比率が77%、数字で申し上げますと雇用者数全体で13名を予定しておりまして、そのうち10名を新規雇用で対応したいという計画案でございます。延べ日数をそれぞれ出しまして割り返した分が77%、8割に到達しないものですから、事前の道とのすり合わせもしてございますが、道全体として調整をして80%を確保をする。こういった事業以外に8割を確保できないという事業もほかにもあるようでございまして、それは道全体として調整をして、国の認定を受けたいという中身でございまして、今の段階では80%を下回っておりますが、こういう状況でいいだろうということで事業提出をしたものであります。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

2目商工振興費、ありませんか。

3目食文化振興費、4目観光振興費、ございませんか。

なければ進めます。

5目観光施設費。

15番。

15 番

ここでお聞きいたします。

子野日公園のトイレ整備事業についてお聞きします。

一応参考資料によりますと駐車場側ということでございますが、まず場所、現トイレの場所の改築でありますでしょうか。それから、大きさ、配置、それから予想完成図があれば、なければ一応概要の説明をお願いします。

それから、念願の駐車場に続いてのトイレの新設でございまして、町民並びに観光客にとりまして、本町の観光の受け入れ態勢につきましての整備充実ということで大変喜びたいことでございます。設置内容についてもお願いいたします。男子のトイレ数、女子のトイレ数、身障者トイレはあるのかどうか。それから、工事の着手予定、暖房措置もあるのかどうか。それから、使用期間、こういう点についてお知らせ願います。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

お答えを申し上げます。

子野日公園のトイレ整備事業ですが、1つ目のどの場所にとりまは床潭に向かかって走っていく方向でお話ししますと、公園駐車場の手前の入り口から入って、サイクルモノレールのちょうど突き当たりのところでもあります。今ごみヤードとして使っております物置がございまして、あそこの駐車場スペースの一角のところを整備をしたいという内容でございまして、大きさは今望洋台にありますトイレを想定しまして、同程度の大きさのものが必要ではないかという検討をしました。3カ年の実施計画の中では66平米という計画で載せさせていただいておりますが、66から70平米の範囲でおさめたいなというふうに思っております。トイレ自体は女子用が8つ、そのうち洋式が4つございます。あくまでも基本設計という形で算出したものでありますが、女子用が8つ、うち洋式が4つでございます。男子用が大使用が3、このうち洋式が2つございます。それから、小便器が7つ、それから、お尋ねのありました障害者用として使用します多目的のものが1つという内容に現在なっております。

それから、着手の時期でございまして、ご承知のように5月、桜まつり、10月、カキまつりとございます。イベントにぶつからないように、カキまつりの前に完成ができるのか、その時期がぶつかるとなりましたらば、後ということになるんですが、できるだけカキまつりに間に合うように完成をすべく進めていただくように内

部協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、暖房でございますが、建物を暖めるという暖房施設は持っておりません。ただ、凍結防止用として暖房設備を入れたいという設計内容になってくると思っております。

それから、使用期間でございますが、せっかくの施設で今現在まだ道道が通っておりますので、内部協議の中では通年使用できるものということで進めているところでございます。

委員長 15番。

15番 事業費の予定が5,582万4,000円、これは現トイレの解体工事も入っているのでしょうか。

それから、各観光施設のトイレを拝見しますと、感じがいいように室内テープ音楽が流れておるんですけども、そういうような設備もするのかどうか、お示してください。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 古いトイレが厚岸海産側の方でございますので、当然これを解体をして環境をよくするという意味も含めて、やっていただくという意味で、事業費は非常に厳しい状況にあります。含んだ中での設計といいますか、施工をお願いをするということで考えております。

それから、ご質問のありましたトイレ内のBGMといいますか、そういうものは今のところまだ具体的にどうするこうするというものを構想を持っておりません。これからの検討の中で可能であればということも含めて、研究をさせていただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

なければ進めてまいります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、2目土木車両管理費。

11番。

11番 以前にこの車両管理で議論になっておりましたけれども、今のままの野ざらし状態は今後も続けていくのかどうか、これについてお聞かせ願います。

委員長 管理課長。

管理課長 公用車における車庫がないということなんですけれども、従来野ざらし状態です

けれども、今のところ財源等の問題もございまして、特に建設するという考えは持っておりません。

委員長 11番。

11番 例えば、車庫にきちんと入れるのと、野ざらしで管理するのと、耐用年数だとか、そういうことではどうなんでしょうか。あるいは防犯上の問題だとか、そういうことを考えていくと、今のままでいいのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 管理課長。

管理課長 初めに、耐用年数の関係ですけれども、一般的に町の公用車の場合、相当乗る距離数は民間、私どもの乗用車も含めて考えますとかなり多い距離数を乗るのではないかとこのように考えております。

それで、その都度修繕費をかけて、悪いところについては直したりはしてはしますが、車庫に入れた場合、それから野ざらしの場合の耐用年数はどう違うんだということもございまして、実際に調べたことはありませんけれども、普通言えることは、ここは海の町ですから、しけたりすると潮が結構かかりたり、野ざらしにしておくということ、さびだとか、そういう部分では車庫に入れておくものに比べれば、かなりさびについては進むのではないかとこのように素人なりに考えております。

それから、防犯上問題はないかということもございまして、一般の乗用車で言うとはよく聞きますけれども、車上ねらいですか、大事なカーステレオ関係だとか盗まれるだとかという、そういう事件だとか報道されてはいますが、公用車にはそういう立派なものはないかとこのように思いますが、普通に考えるとそういうものがそこにあるというのはいたずらの対象になるだとか、そういう意味では防犯上どうなのかと言われた場合には、決していいものではないかとこのように考えております。

委員長 11番。

11番 やはり問題はああいうかなり町から離れた場所ですよ。ある意味では人家もそれほどあるところではないということになると、管理の場所としては本当に適当なのかどうかということになると、かなり問題があるのではないのかなというふうに考えるんですが、車庫については全く考えてないのか、計算したこともないんですか。その辺はどうなんでしょう。



委員長 助役。

助 役 この車庫の関係につきましては、先ほどから論議になっておりますように、車庫の中に入れて管理する方がずっと耐用年数も延びていくだろうというふうに思います。

そこで、そういうことから、私どもは過去に検討しました。ご存じのように、開発建設部だとか、あるいは土木現業所、ああいった車庫を建設するということになるとしますと、あのときで3億円ぐらいかかるんでなかったかなというふうに思っています。

そこで、車庫をつくるための例えば補助金等の助成の関係ですけれども、これも探したんですけれども、そういった補助事業なり助成制度は見当たらないと。そうすると、起債なり一財というふうなことになるまして、これであれば今できるような状況でないと、その当時が、ということで断念して現在に至っているというのが実態でございます。

委員長 11番。 11番 他町村に行っても、ほとんどがそういう格納するような状況になっていると思うんですよね。野ざらしで車を置いているというのはそうないのではないのかなというふうに思うんですが、今後とも財源をどうつくるか、これは執行者の考え方ではないのかなというふうに思うんですが、その点について今後きちんと考えていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 町長。 町 長 お答えをさせていただきます。

ただいまご指摘ございましたとおり、管理上の問題、さらにまた耐用年数等の問題等もあるかと思えます。財政的なことはもちろんあります。しかしながら、私も現地を視察してまいりまして、これはいかがなものかなという考えは持っておりました。そういう中で今回の予算等においても検討をいたした経緯等もございます。しかしながら、今ご答弁がございましたとおり、財政が立たんという状況の中で今日まで来ているわけございまして、ご指摘ありましたことを今後の検討課題として措置をさせていただきたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 他にございませんか。

なければ進めます。

3目土木用地費、4目地籍調査費。

3番。

3 番 奔渡3丁目の作業はどういうふうになっていますか。

委員長 管理課長。

管理課長 奔渡3丁目の件ですけれども、この地域につきましては、たしか平成12年から16年度までの予定で進めている作業でございますけれども、現在現況図はできております。それで、今年道道の別海厚岸線、これの歩道拡幅に係る地図訂正作業を進めておりますので、これと一体となってこれから奔渡3丁目もそこらを含めて調整作業に入るといことになろうかと思えます。

委員長 3番。

3 番 最初から12年から16年というふうになっていましたか。

委員長 管理課長。

管理課長 奔渡3丁目の確定作業につきましては、たしか13年の第1回定例会の予算の質疑の中でも田宮委員さんに質問を受けておまして、その中で調査地区の方々から了解を得る作業から始まりまして、その答弁の中で12年から16年の間でやっていきたいというふうにお答えしております。その考え方は今も変わってございません。

委員長 3番。

3 番 私が聞いたのに12年から16年と答えていると、こういうのであればあれですけれども、総務常任委員会でも議論したり何なりしてますが、できるだけ早く解決することが主眼でなかったかというふうに思うんですね。これがいつまでもだらだらだらやればよいというでないです。困難を伴う点がありますけれども、少なくとも早く解決をするという方向で努力してもらわないと困ることだと思えますよ。

委員長 管理課長。

管理課長 用地の確定作業につきましては、この奔渡3丁目だけに限らず年数はかかる、当然地域の方々との調整作業、協議等ございますので、年数は当然かかりますけれども、16年をめどに、少しでも早く、1年でも早く、地域の方々は少しでも早く完成することを望んでおりますので、引き続き16年、16年とは言いますが、可能な限り努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思

ます。

委員 長 他にありませんか。

なければ進めます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

10番 10番。

10番 ここは259ページに道路照明管理というのがあるものですから、それでちょっとお聞きするんですが、厚岸大橋を夜になるとライトアップしてますよね。あの費用というのは、たしか電気料は厚岸町が出していると聞いているんですが、年間どのぐらいで、月に平均するとどのぐらいの経費がかかっているんでしょうか。

委員 長 商工観光課長。

商工観光課 長 お答えを申し上げます。

厚岸大橋のライトアップ電気料は観光振興費の観光宣伝事業の中で予算を見ておりまして、月額5万4,000円の12カ月で年間予算としましては64万8,000円でございます。

委員 長 10番。

10番 私の方がわからないで、観光振興費で聞けばよかったんですね。委員長、申しわけありません。簡単に済ませますから。

委員 長 了解しました。

10番 これは私はちょっと夜なべしているわけじゃないので、わからないんだけど、恐らく暗くなって明るくなるまで照らしていると思うんですね。それで、こういうこともこれからのいろいろな町の経費を節減していく中で考えていく時期に入っているんじゃないかと。例えば、夜6時から9時までとか、そういうふうなこともこれからは考えていっていいことじゃないかと思うんですけども、そういうようなことも検討してますか。

委員 長 商工観光課長。

商工観光課 長 今手持ちの資料で何時までというご答弁できないんですが、スタート段階から朝までつけるという想定ではございませんで、観光客がお休みになる10時過ぎ、あるいは11時までという設定の中で活用しているという中身でございます。

委員 長 10番。

10番 その次にここに去年もついているので、本当は去年聞くべきだったと思うのです

が、法定外公共譲与申請図書作成事業というのがございます。900万円ついてます。これの内容、まず法定外公共物は簡単に言うとどんなものなのか、そして譲与申請図書作成事業という、その譲与申請図書というのはどんなものをつくるのか、これについて去年が500万円、今年が900万円と非常に額が大きいものですから、本当は去年聞けばいいことだと言われればそれまでなんですが、簡単に説明してください。

委員長 管理課長。

管理課長 法定外公共物の譲与申請図書の作成事業ということで、どういうことをするのかということなんですけれども、どういうものをつくるのかということなんですけれども、この図書につきましては、道路法だとか河川法などの適用、あるいは準用を受けていない公共物、いわゆる法定外と言うんですけれども、これが地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律が平成12年4月から施行されたことによりまして、機能の管理だとか財産管理ともに公共団体、地方自治体の自治事務というふうになっております。

それで、これらの従来の法定外公共物、これは国の財産ということになりますけれども、これを市町村に譲与しますということで、この譲与申請をするためにこれらの図書をいろいろなものをつくるわけなんですけれども、具体的にはどういうものかという、普通河川の敷地であるだとか予定道路の敷地、これらが法定外公共物というふうになります。

それで、この譲与をいつから受けるのかということになりますけれども、無償譲与を受ける、これが平成12年4月1日から5年間ということで17年の3月31日までの間にこの事務を行うということで、実際の事務につきましては平成13年度から始まっております。それで、13年度につきましては、苫多村、上尾幌、それから上尾幌市外、それから尾幌、尾幌原野など、これらの地区を調査いたしまして、これを13年から16年までを全町を調査するというので、13年度につきましてはただいま申し上げました大きく言うと上尾幌と尾幌野地区を行ったということでございます。

それで、町内には現在普通河川は254本ありまして、全体で765.3キロという長さになりますけれども、これらを、どういうものを作成するかということでございますけれども、現況図、それから求積図、いわゆる管理台帳図というふうになりますけれども、これらを作成するということになります。これらにつきましては、C

D-ROM化したもので納入してもらおうということでこの作業を行っております。

委員長 10番。 10番 今まで国の管理している、いわば国有地ないしそういうものに準ずるような形であったと思うんですね、今の話を聞いてると。そういう普通河川だとか道路予定地が今度地方分権でそれぞれの自治体のものになると。それで、これを私の方に譲ってくださいと申請しなさいと、簡単に言うとそういうことですね。ところが国はその図面一つ持ってないわけです。それで、そういうものは全部町の金でもって図面もこしらえ、求積も行い、管理台帳もつくり、CD-ROM化して、そして国に持っておいでと、そうすれば譲ってあげると、こういうことですね。なおかつそれは全部一般財源でやりなさいと、これが地方分権の実態だということですね。それで間違いないですね。

委員長 管理課長。

管理課長 そういう内容でございます。

（「ひどい話ですね。結構です」の声あり）

委員長 他にございませんか。

なければ進めます。

2目道路新設改良費。

12番。 12番 床潭の部落に入る入り口のところから左の方の山手に向かって道路があります。ここに住宅8戸かな。これは私道なんですけれども、生活道路ということで湧水時期とか、いろいろなときには砂利を敷いたり、いろいろ町でも面倒見てきたわけですけれども、排水が整備されてないために一向に改善されないわけですね。それで、地域の住民に言わせると、これは町長の選挙公約だから、早い時期に実現してもらいたいという声があるわけです。町長さんも知っていると思うんですけれども、それでまず作業の第一段階としては町道の認定から始めていかなきゃいけないと思うんですが、それらのことがどういう経過をたどっているのか、お尋ねしたいと思います。

委員長 管理課長。

管理課長 ただいまご質問の道路でございますけれども、日常の管理は例えば今の時期は除雪もでございますけれども、除雪だとか、それから夏場で言いますとわだちができて

道路がちょっと引っ込んだとか、そういういわゆる維持作業については、質問者が申し上げましたように生活道路、地域に人が張りついておりますので、町の方でやっております。

それで、いずれ将来的には寄附をいただいて、町道に認定しようということで今動いているんですけども、作業的にはかなり複雑な相続関係になっているものですから、それらを調べている、調査しているという段階でございます。

委員長 12番。

12番 それでは、土地所有者等と接触などは現在まだ行われていないでしょうか、一度は接触されて話し合われたことがあるんでしょうか、お尋ねします。

委員長 管理課長。

管理課長 土地所有者は現在釧路におりまして、接触はしております。

委員長 他にありませんか。

3番 3番。

3番 委員長、総体的に聞きたいので、河川費と住宅費にまたがりますので、よろしくお願ひします。

委員長 はい、了解しました。

3番 それでは、本年度の予算の特徴は歳出で普通建設事業費が6億8,000万円減ったわけですね。特にこれに関連して、農業費と、それから土木費のうち道路と河川と住宅で事業が減るといふ状況になっているわけでありまして。この道路の関係で言えば、トライベツの道路改良事業、それから河川で言えば別寒辺牛川水系利水砂防施設整備事業、それから公営住宅建設事業、こういうものがそれぞれ減額になっているわけでありまして。これはいいですね、間違いないですか。

委員長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

今言われましたトライベツ道路、これは民生安定の事業関係でございます。75%補助事業でございます。それと、河川費の方の砂防ダム関係については、これは委託事業の関係で国費100%という形になって、この2本は国の政策的な形の中で2カ年国債という事業で14年、15年度2カ年をかけて工事を行うという形の中でなっております。14年度分については2割分、全体事業のうち2割、そして15年度には8割という配分になる関係で、工事そのものの発注は金額的には大きいんですけど

れども、当然予算措置的には2割分の予算しか14年度は充当しない、残りは債務負担という形になります。

それから、特に減った理由とすれば、前年度と比べてその分が2割分の今年度の予算措置しかないために落ちているという計算になりますし、それから住宅建設費の方の宮園につきましては、4割、6割という2カ年国債で今年度は4割、来年度は6割という形での事業費配分という形になるために大きく落ち込んできているという形でご理解いただきたいと思います。

委員長 3番。

3 番 この議会の冒頭に一般質問で国の地方財政計画のことについてお伺いをしました。投資的経費は全体的に9.5%だったか9.7%減額と、さらに地方単独事業については10%削減と、これは国の公共事業を削減するのと軌を一にしたように地方財政計画でもそういうふうになったわけなんです。今の話を聞いてますと、それではずっと公共事業そのものが減るのかというふうに聞いておりましたが、そうではないということなんです。事実、この実施計画を見ますと、トライベツにしても、それからこの砂防ダムにしても、住宅にしても、今年度落ち込んでいるけれども、全体的な総事業費についてはほとんど変わりはない。多少年度の絡みで先に1年なり2年なり延びるというものはありますけれども、事業そのものは今年度の落ち込みはあるけれども、来年度以降は同じようなスペースで、そういうものですか。

委員長 建設課長。

建設課長 特に当該事業が防衛庁の補助、それから住宅であれば建設省の補助という形の中では、特に今言った事業的な2カ年国債事業の性格上そうなっているのであって、極端に今後その事業だけやっていく分については落ちていくという要素はそんなにないと思います。ただ、今後国庫補助事業での事業の採択、事業をやっていく上ではそれ以外の事業の中では抑制がかかったりするのはあると思います。

委員長 3番。

3 番 実際に落ち込んでいるのは補助金なんですよ。この3つで約1億8,000万円ぐらい落ち込んでいるわけですが、来年度以降については計画によりますと今年は落ち込むけれども、来年はまた復活すると、そういうことになります。裏づけの財源は用意しなければならぬですね。それは非常に財政の厳しい中でできるんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 防衛庁絡みの方の特に河川費の方については100%委託金ですから、町の一財の持ち出し等はございません。それから、プライベート道路については75%の補助という形で若干一部持ち出し等もございませぬけれども、現在計画は17年をめぐりまして今プライベート道路を整備してありますので、これは計画どおり進めていけるのかなど。あと宮園の住宅等については、国費2分の1という形の中で地元の持ち出し等が結構ふえてきます。ただ、計画がありきですべてやるんじゃなく、前に質問者が言われるとおり、今の6号棟整備の中で一応宮園というのはまだありますけれども、若干縮小した中でやっていますから、それらの建設はクリアしてもその後の建てかえ計画とか、いろいろな形の中で今後制約も受けると思いますけれども、現在計画のものについてはすべてやっていると判断をしております。

委員長 3番。

3番 全部答弁してないよ。裏づけになる一般財源を確保することができるのかというふうに聞いているんですよ。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 財源の部分でございませぬので、私の方からお答え申し上げますが、今言いました土木費に掲げるダムであるとか、それからプライベート道路についても75%が国庫補助で、あとは過疎債なりの起債でございませぬので、財源的な持ち出しは比較的少ないという部分では確保できると思います。

ただ、この2つ以外にいろいろな事業、国庫補助事業でございませぬが、例えば公営住宅建設事業につきましても4割、6割で、来年度が6割ということになるとそれなりの3カ年でも計上してございませぬとおりに一般財源が出ていくということで、それらのこのまま推移していくと3カ年計画上は基金を取り崩しながらも何とかやっていけるという一応の計画でございませぬし、例えば宮園公住は一般財源の捻出が確かにかかってきますが、その見返りとして使用料等が20戸分完成の暁には出てくるという部分ですが、そういう意味での来年度については確約は今の段階ではこういう財政状況で、国がどういう形でさらに財政構造改革というのをやってくるかどうか、それは甚だ不分明ではありますけれども、現段階の時点では何とかそれらの財源を確保し、非常に町民にとっては待ち焦がれている重要な基本にかかわる、生活基盤にかかわる部分ですので、何とか来年度についても国庫補助の状況に合わせてながら



財源は確保しつつ実施してまいりたいと、このように財政担当としては考えております。

委員長 3番。

3 番 例えば、道路だけ限って言うても、あなた方が昨年立てた13年度の第2次の実施計画、これで14年度は大体このぐらいの計画でいこうというふうに考えておられたけれども、実際には一般財源の持ち出しは倍になっちゃうんです。去年の2次計画で14年度どのぐらい一般財源が必要かというのでは、大体 4,315万 5,000円ぐらい見たんだけど、実際には 8,500万円から今年は見ざるを得なかったというような状況なんですね。そういうふうはその事業に占める国庫補助、道補助、それから起債、それから一般財源、割合を見てみますと、そういうふう一般財源の持ち出しが倍からかかってしまうというようなことがある。こういうことから類推していくと、来年どうなるだろうか。あなたがいみじくも言われたように、かなり不確定な要素がたくさんあって、事業を維持することができなくなるのではないだろうかという危惧があるんです。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 確かに、今年度の3カ年計画も、それから新年度予算編成につきましても、決して楽に選択してきたわけではありませんし、財政的角度から考えてみても非常に大変な状況であると。さきの一般質問で町長の方からもお答えをしたかと思いますが、何せこういう非常に目まぐるしい、しかも国を中心とするそういう動きでございますので、しかもかなり大きく変わる要素、それらも多々ございますので、そういう意味では今回3カ年に15年度、16年度と乗ったからといって、これは一つの前提条件で一般財源が町税がこうなります、その他の収入がこうなります、交付税がこうなりますという一つの仮定条件のもとに、今の段階で考えられる財源状況を想定しながら、その範囲の中でどういう事業を割り込めるのかという非常に厳しい作業をやりながらの予算編成であり、3カ年でもある一面ではそういう部分があったので、できるだけ3カ年に乗った以上はその分表にも出ることですし、町民からも期待される部分ではありますが、財政担当として非常に今のこの一、二年の状況を見ただけでも非常に不確定な要素がご質問者のおり多々ございますので、できるだけこの計画に向けて企画財政担当としては、これを目標にやっていくということしか今の段階ではちょっと言えない状況でございます。

委員長 先ほど11番さんの質問に対して、理事者の方から補足答弁がございますので。  
助役 助役。

助役 先ほど土木車両収納車庫の建設費の関係でございますけれども、3億円と言っていましたけれども、あれは公用車全体でもって3億円ということで、土木車両収納車庫については1億6,000万円ほどというふうになってございますので、訂正させていただきます。

委員長 道路新設改良費について他にありませんか。  
14番 14番。

14番 今年も上尾幌鉄北通り1,700万円の改良予算を組んでいただいたんですけども、これは昨年から行っております。それで、ちょっとお願いというか、なぜこういうふうになるか、聞いていただきたいと思うんですけども、当初予算はこういうふうにはつけていただいて、実際工事が始まるのは秋の後半、真冬の最中にやっているわけですね。それで、結果的にできた道路がどういう状態かといいますかと、冬期間やるものですから、どうしても春先になるとまたがたがたになってしまうというような状態なので、なぜこれはもっと早くやっていただけないのか、この辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長 建設課長。  
建設課長 建設課長。

建設課長 ご質問の件ですけども、当然上尾幌の道路は継続事業でやっているわけですけども、実施設計に入る前、いろいろな仕事が入っているものですから、年度当初に補助絡みの中での事業配分という形では一応決めているんですけども、特にほかのいろいろな補助事業絡みの中でやらなきゃならない分急がれた関係上、そして秋口に上尾幌はなった。別に単純にどうしてもという形じゃなく、私どものスタッフの中で年間計画をやっていく中において、時期をずらしながら発注していつという形の中で秋口の発注になっているという形でご理解いただきたい。

委員長 14番。  
14番 14番。

14番 そういういろいろ事情はもちろんあるんでしょうけれども、せっかくこれだけの予算を投下して、予算というか経費を投下してやっていただく、非常にありがたいんですけども、できたものがああいいう状態、この道路ばかりじゃなくて、上尾幌のキノコ団地の道路にしる、それから駅前通りにしる、一回これは回って見ていただいて、どんな状況なのか、なぜこういうふうになっているのか、あれは本当は

上尾幌一の通りなんかですね、恐らくあれは10メートルおきくらいだと思うんですけども、非常に物すごい段差になっているんですよ。あれは子供が自転車に乗ったり、二輪車、バイクだとか、あれは非常にああい道路は危険だと思うんです。

前にも私は言ったことあると思うんですけども、せっかくこういうふうに予算組みして経費を投入してできたものがああい状態と、この繰り返しですね、してみますと、全部冬期間の工事なんですよ。それでなくとも上尾幌の場合は非常にしばれもきつく、それから地盤も悪いという中で、冬期間はあの地域は私は非常に不向きだと思うんですよ。できればというかぜひしばれないうちにきちっとやらないと、あそこの地域は結局ああい状態になってしまうと思うんですよ。その辺でもう一度ご答弁いただきたいんですけども。

委員長 建設課長。

建設課長 発注時期に当たっては、いろいろな事業と絡みますけれども、できるだけすべてが全部春というか夏に全部終わるかという、当然こういう時期に絡むと請負業者の問題も含めて配慮もしなきゃいけないという問題もございます。ただ、今言われたように、施工後にそういう状況が生まれればうちの方で十分現場を把握した中で、次の仕事に対してはその辺を考えながら発注していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 14番。

14番 ちょっと聞きたいんですけども、例えば業者が工事をしますね。それで、保証期間といいますか、業者側の責任期間というのはどのぐらいあるのでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 基本的には、工事上の責任瑕疵という形の中では、一応一、二年という形の目安にいろいろなものはなってくるかと思いますがけれども、ただいずれにしてもどうしても冬期に近い形になると、冬期の凍上だとか何とかという形の中では、ちょっと想定できない面も出てくると思いますので、その辺についても当然施工に当たった業者を含めて協議しながら進めていくという形に、できるだけ業者とすれば完全な完成断面で持ってこなきゃいけない形なるものがそういう不備があるとすれば手直しというのは義務的にやらなきゃいけないという形になりますので、今、委員が言われるような形の中で現場がそうなっているのであれば、十分こっちの方で把握した上で整備していきたいと、そういうふうに考えます。

委員長 11番。

11番 尾幌17号線の改良舗装事業なんですけど、これは実施計画を見ますと2カ年の事業になっているんですけど、図面では端から端かなと思って見てたんですけど、これはどちらから始まって、どの程度残るのか、教えていただきたいと思います。

それから、17号線の道路と道道の間にもう一本町道があるのかなと思うんですけど、それはどういうふうになっているか、今後の改良見通しについて教えていただきたい。

それから、実施計画で開隴沢2号通りが来年度の予定で乗っているんですけど、これは墓地に向かう道路なのかどうなのか、説明をお願いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 尾幌17号線については、2カ年でという形の中では、当然安池商店と太平楽さんとの間から川の方に行くという形の中で、起点的にはこっちの道路側、国道側の方から進めていきたいなという形の中で考えております。特に当該地というのは水の関係がよく言われてますので、排水整備した後に路盤という形の中でやっていく形になろうかと思えます。

それと、開隴沢についてはローリングで1年ばかりと、ちょうど墓場の方へ上がる道路ですよ。これについて一応ローリングで上げていくという感じです。

もう一本の町道の方は郵便局の裏側の通りの方ですよ。

(「そうそう」の声あり)

委員長 管理課長。

管理課長 郵便局のちょうど裏側の尾幌18号線になろうかと思えますけれども、この路線につきましても、排水状況も非常に悪いものですから、排水整備を主体に私どもの直営で排水を直していつている状況にあります。

委員長 11番。

11番 今の説明では、そうするとどっちからやるということだったですか。川の方からやっていくのか、国道側からやるんですか。それで、今、課長の説明では、排水も含めて整備しなければならぬと、排水も距離としては同じなんですか、それとも排水だけ先にやってしまうのか。

それから、今言われた18号線、これについては直営で排水整備を当面行くと、改良は今のところは考えてないということなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 尾幌17号線整備については、国道側の方から整備を進めていきまして、道路延長と排水整備延長も同じでございます。

委員長 管理課長。

管理課長 18号線の方ですけれども、これにつきましてもこの地域のこの路線にも住宅が張りついておりますし、将来的にはきちっとした道路を整備していかなければならないというふうに考えています。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

3目除雪対策費。

10番。

10番 今年も除雪費が非常にかかって、当初予算の3倍を超えるような補正をせざるを得なかったということで、非常に除雪ではご苦労なさっているのはよくわかります。非常に不動なものだから、予備費の方に除雪予備費というのをつくるわけにもいかないでしょうしね。

一つお聞きするんですが、去年からちょっと何回も論議になって、除雪の順位についてきちんとした順番をつくって、幹線だとか重要道路は第1順位で行うと、その次にはいわゆるBランクの道路を行って、最終ランクのものをこういうふうにするという形で、自分の家の前がどうも遅いという声はだれしも考えますから、それに対してそうではなくて、こういう形で進めているんだということについてのきちんとした周知徹底を図るということで、これが各町内会を通じて町民の皆さんにもそれこそ情報の開示がされまして、相当に効果を上げたのではないかと評価してます。ただ、一部そこで聞いた順番と違う順番で除雪がされてしまったんじゃないかというような声があるんですけれども、そのようなことはあったんでしょうか、あるいはつかんでいるんでしょうか。

委員長 管理課長。

管理課長 私どもは自治会を通じてこういう順番でやるということで回覧で回していただいておりますけれども、それでその順位と違う順番で除雪がやられたのではないのかということなんですけれども、私は残念ながら聞いておりません。

委員長 10番。

10 番 | それぞれにいろいろなそのときの事情があったと思うんですが、枝道の方が先に  
あいて、幹線があいてなかったというような場所が出ているんですよね。それで、  
それはだから大変けしからんなんていう話ではないんですよ。そういうような部分  
で、こういうことがきちんと開示されることによって、逆にそういうことが明確に  
なってくる部分もありますので、なおいろいろな委託業者も入るでしょうし、それ  
ぞれの機械の回し方やいろいろなことがあって、たまたまそこでもって順位が逆転  
してしまったと、枝道の方をやっている人と幹線をやっている人とが違うというこ  
とでしょうけれども、そういうことが一部に見られましたので、もう今年は除雪で  
苦勞することはないと思いますので、来年にあたってなお一層そのあたりをきちん  
と進めていただきたいと、そのように考えてますが、いかがでしょうか。

委員長 | 管理課長。

管理課長 | 今、質問者が言われたように、実際には現場で細い道路が先にやられるというこ  
ともあるかもしれませんが、私どもも委託業者に対してはあくまでも順位を  
決めてますので、これをきちっと決めてやってほしいと強く委託業者には連絡して  
おりますし、それからもし実際の除雪現場でうちの前を先にやれとか、そういうこ  
とがあった場合、それらは拒否して構いませんと、もし何かトラブルがあったら必  
ず担当の方に電話を入れるようにということで指導しておりますし、これからも引  
き続き除雪の順番については幹線、準幹線という形で順位をこれは毎年除雪計画を  
つくって決めていくわけですけれども、これらを毎年計画をきちっと決めまして、  
住民の皆さんにも周知していきたいと、そして多少は手戻りを避けるために、場合  
によっては現場ではそういう幹線以外が先にやられる場合もあるかもしれませんが  
けれども、そこら辺も含めて理解を求めていくように周知していきたいというふうに  
考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 | 10番。

10 番 | 今、現場がどういう状況であったかということを私は言ってませんし、課長の方  
はつかんでないというわけで、そういう話になってしまうと思うんだけど、要  
するにこういう形でこういうふうにやりますという周知をしたら、必ず最後にその  
ようになっていたかどうかということの後追い調査をしてほしいということなん  
です。

委員長 | 管理課長。

管理課長 後追い調査につきましては、当然除雪に出た場合、場所、それから時間も含めて報告をもらうことになっておりますので、そのときにもし違う順番でやっていけば私どもも一応わかるようなスタイルにはなってますので、これからの除雪につきましては、先ほど言いましたように順番がきちっと守られているかどうかを確認していきたいというふうに思います。

委員長 14番。

14番 ちょっとここでお聞きしたいんですけども、除雪の除雪費というか経費、例えば除雪車が来て、これは時間でカウントをされるのか、回数でカウントをされるのか、これをちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長 管理課長。

管理課長 除雪の委託料になりますけれども、委託料につきましては、それぞれ重機の種類、グレーダーだとかダンプトラックだとかといろいろありますけれども、それらを単価を計算しまして、回数ではなくて1時間当たりの単価で除雪委託料を支払っております。

委員長 14番。

14番 私も自治会長という立場もありまして、スケールというんですか、あれを扱っているんですけども、できるだけ辛抱しながら課長の方へ電話するんですけども、私が思うには、どっと降っちゃって、それから除雪した方が経費が安く済むのか、それとも30センチ、40センチ降る場合、途中で一回雪をかいた方が結果的に安くなるのか、その辺検討してみたことございますか。

委員長 管理課長。

管理課長 見比べて研究はしたことはないんですけども、基本的には除雪に出動する際は基本的には降っている間は出動しないと、緊急の場合は別ですけども、通常は雪がやんでから除雪に入ると、むだにならないようにということでそのようにしております。

委員長 14番。

14番 一度これは検討していただきたいと思うんですけども、除雪を見てますと、どっと降った場合、例えば上尾幌の場合、ちょっとこっちの方よりも量は多いと思うんですけども、40センチ、50センチ、重い雪を除雪するのを見てますと、途中で一回かいた方がかえってすんなり除雪できるのかなという気がして見てるんですけど

れども、一度この辺検討してみる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 管理課長。

管理課長 先ほども言いましたけれども、基本的には雪が降っている時間、特に天気予報と、それから空の状況を見て、明るくなってきたから、降っているけれども、例えば出ても大丈夫だなとある程度こちらの判断で、降っている最中でも出動命令をかける場合もありますけれども、例えばふぶいている場合なんかだと逆に事故等も考えられますので、そういう場合には先ほども言いましたけれども、いわゆる病人が出たとか、そういう緊急出動以外は除雪の出動命令はかけておりませんし、これからも私どもは実は先ほども言われましたけれども、予算とちょっとにらめっこしながらやったりする部分もあるものですから、そこら辺の苦しい事情をちょっとご理解いただきたいというふうに思うんですが。

委員長 14番。

14番 今年の2月もちょっとした雪が来たんですけれども、あの時期も車は3台ぐらい立ち往生なんかしたんですよね。それは地域で何とか大きい車を用意していただいて、それは撤去したりはしたんですけれども、できればそのようなことのないような形にしていきたいし、見ているとあれだけ降って重たい雪が降っちゃうと途中で一回投げた方が結果的に安く済むんじゃないか、それと交通上、その方がいいのかなと思いますので、ぜひご検討していただきたいと思います。

委員長 管理課長。

管理課長 一度投げるということで、実は1月の暮れに降った雪は太田の観測所では35センチだったんですけれども、このときには全庁的に特に市街地の部分では排雪を行いました。その結果、2月18日ですけれども、55センチという、場所によってはもっと降っていると思うんですけれども、この55センチ降ったのも1月のときに排雪をしたことによって、割とスムーズに除雪作業ができたという経過もあります。したがって、降っている最中に一度入ると次に入るのが楽じゃないかということですが、確かに場所によっては吹きだまるところは除雪した後ろからもすぐ吹きだまって道路が埋まっていく状況もあるんですけれども、そんなに風がついてない場合は降雪の状況にもよりますけれども、そのときの実態を判断して、出すか出さないかを判断して除雪に当たっていきたいというふうに考えますので、ご理解願いた



委員長 | と思います。

委員長 | 他にありませんか。

委員長 | なければ進めます。

委員長 | 3項河川費、1目河川総務費、ありませんか。

委員長 | なければ4項都市計画費、1目都市計画総務費。

委員長 | 3番。

3 番 | 都市計画マスタープラン等というふうにあります、どういう計画をお立てになるんですか。

委員長 | 建設課長。

建設課長 | 都市計画マスタープランの作成については、13年度から15年度までで策定すると。この必要性そのものは都市計画法の改正に伴いまして、各都道府県がきちっとした都市計画を策定しなきゃならない。当然、都道府県の策定というのは地方が成り立っての計画ですから、その中の計画を地域でも地域住民の声を反映した都市計画、まちづくりという中できちっとマスタープランを作成しなさいという形になりますので、13年度は住民アンケート調査、さらには地域会議という形で厚岸を5つの地区に分けてそういう調査、さらには厚岸のあらゆる団体とのヒアリング調査、13年度は一応そういう形をしてきております。14年度については、これらの意見を反映した中で、さらに厚岸にとってどうあるべきかというものを案を示しながら、また住民とのコンセンサスを得ながら、最終的な厚岸の都市計画というのを15年に作成するという形の予定になっております。

委員長 | 3番。

3 番 | アンケートの結果というのは出たんですか。

委員長 | 建設課長。

建設課長 | アンケートの結果は一応出ております。

委員長 | 3番。

3 番 | そういうものに基づいてマスタープラン等というふうにあるんですが、これは「等」というのはマスタープランだけでなく、そのほか何かつくるんですか。

委員長 | 建設課長。

建設課長 | マスタープラン等と「等」の中には当然この中には緑の基本計画という形も北海道の方からも今後の計画の中で策定するよう指導を受けておりますので、この事業

の中で緑の基本計画の策定もあわせて行っていくという考え方で進めているものでございます。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

2目街路事業費、3目下水道費、4目土地区画整理費。

3番。

3番 土地区画整理費という目で姿をあらわしてきたわけでありますが、この土地区画整理事業のこれからの流れ、それを具体的におっしゃっていただきたい。

委員長 建設課長。

建設課長 現在、土地区画整理事業で今回調査しようとするそのものは土地区画整理事業の事業費の中では、今後厚岸町が今現在中心市街地活性化計画の素案が民間団体の考え方の中で厚岸町に示されて、今後それらの計画を厚岸町として計画を位置づけるために、もちろん議会、関係団体等含めていろいろ協議しながら、厚岸町の計画と位置づけしています。その大きな核となるその内容そのものが土地区画整理事業という形になろうかと思えます。

ただ、その土地区画整理事業も当初考えていた段階では約9ヘクタールの大きな面積の中での町中再生土地区画整理というようなことも考えておりましたが、当然その計画の中で厚岸町が実行可能という形の中では、沿道型区画整理事業という形で面積を5ヘクタール未満という形の中での考え方の中で現在中心市街地活性化計画の素案の中に入ってきております。

ただ、これらの事業実施に当たっても、まだまだ結構な課題がございます。その中で課題があるということは、少なくとも厚岸町のことを考えたときには、町の財源を考えたときには、道道とのルート変更とか、いろいろな課題がまだ先に残りますけれども、この核となる土地区画整理事業そのものを進めていくに当たっては、その可能性といたしますか、実際には地域の協力、皆さんの協力を得なかつたら事業実施は不可能な内容でございますから、当然それらの事業費がどのくらいかかるのかも含めて情報を与えなければ、地域の方々のご理解もできないという形の中では、今回の計画の中では仮換地案の作成、そういう中では商業者の配置等、街路換地に伴う再配置の土地の形状、面積、減歩率、そういうものをシミュレーションを行って、権利調査補正だとか路線価計算とか、額をおおむねやっていると、そのほかに

今度概算補償費調査という形の中では、移転やなんかを伴いますから、そういう補償費の算定も一応概算で組み立てて、そしてその計画をつくってきた段階では、北海道、国に出すための補助基本計画書という形を計算していくためにも、使用損益、使用便益とか、北海道との協議とか、いろいろな形の認可に必要なものが今度必要になってきて、それらをあわせてきた中での1,300万円の事業費を計上しております。この額の中で同時進行しながら、先ほど言ったまだいろいろな調整、課題等もございますし、これらの今の調整の中では、地域住民とのコンセンサスも十分また得ながら、そういう形を持っていきたいなど、その中で今考えているのは、早くて15年の春といいますか、4月告示道議会、道道とのルート変更の問題もございしますので、その辺の目安が一応15年の春、早くてそういうふうになるし、もし遅ければ1年ローリングでまた遅くなってくるというような可能性もございます。ただ、いずれにしてもその辺を目安にした中での事務事業を進めていく必要上、今年度については土地区画整理事業の可能性というか、そういう形を含めて、事業費の積算を含めた調査を行うという形になっております。

委員長 3番。

3番 だから、流れがあるでしょう。これは事業計画だよ。土地区画整理事業の計画を決定すると、それから審議会をつくと、それから換地指定を行うと、換地計画をつくと、ずっとこういう流れがあるでしょう。そのことを言っているんですよ。どういうふうな流れで、それがいつどうなるのか。何か資料があったら資料を出してくださいよ。

委員長 それでは、3番さん、ちょっと資料をコピーして出すということなので、時間がかかりますので、この項をちょっと保留しておきたいと思います。よろしいでしょうか。

3番 何。

委員長 資料をコピーをして出すということなんですが、ちょっと時間がかかるそうなんです。それで、この4目を保留しておきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

3番 いいです。

委員長 それでは、保留させていただきます。

ほかに質問ある方も全部保留というふうに持っていきたいと思います。よろしく

お願いします。

それでは、進めます。

5項の公園費、1目公園管理費。

11番。

11番 児童公園のトイレの整備事業、これは港町2号公園なんですが、2号公園というのは場所はこっちでしたか。涌井さんの方か。これは全面的に建てかえ、それとこれは水洗化も一緒にやるんでしょうか。

委員長 管理課長。

管理課長 2号公園のトイレにつきましては、建てかえと、それから一緒に水洗化をするという内容でございます。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

6項住宅費、1目建築総務費、2目住宅管理費。

3番。

3番 修繕料、今年はどういう計画ですか。

委員長 管理課長。

管理課長 修繕料の内容ですけれども、大きくは畳の取りかえ、それから内壁の修理だとか、いわゆる退居者が出た場合、新たに募集する前に内部を修繕いたしますので、これが修繕料の主な内容でございます。

委員長 3番。

3番 この修繕の計画というのはお持ちなんでしょうね。

委員長 管理課長。

管理課長 実績から見まして、修繕に毎年この程度かかっているということで、これらを予算化して住宅内部の修繕に充てているという内容でございます。

委員長 3番。

3番 これは見ますと、職員住宅もこの中へ入れて、これは前からこういうやり方だったですか。ここにキノコも全部入れるの。

委員長 管理課長。

管理課長 職員住宅に係る修繕料の関係ですけれども、これにつきましては従来は総務費の財産管理費の方に入っておりました。それを住宅管理費の方に移してきたというこ

とになります。

委員長

3番。

3番

わかりました。これは別に載ってましたね。

公営住宅の修繕料が14年度は288万円だと、こういうことなんですね。ですから、言っているように、それぞれの団地で入居者の要望なんかもよく聞いておられると思うんですね。そういうものに基づいて、年々毎年修繕計画を立ててこういうふうにやっていくよというものがないと私は困ると思うんですね。だから、財政が苦しいなら苦しいなりに計画を立てて、住民と合意の上で進めていくということが必要なんじゃないでしょうかね。

委員長

管理課長。

管理課長

住宅はどんどん、どんどん毎年古くなっていきます。それで、計画的に修繕をきちっとするべきではないかということなんですけれども、計画を立ててやるべきではないかということなんですけれども、特に悪いところについては管理人の方からも連絡をいただいて、その都度直したり、あるいはお金がない場合は補正をお願いして修繕したりしてはきてますけれども、ここで今回当初予算に上げていただいているのは、そういう主に入退居を含めた中での修繕料、それから当然排水設備等の修繕もありますけれども、計画的にもっときちっとするべきだということなんですけれども、管理人の方々とも意見を聞きながら、来年こうやって不都合があるのかどうか、そこら辺を聞いた中で整理していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

3番。

3番

だから、前にも申し上げたでしょう。入居している方々と懇談会なり持って、十分いろいろな意見がありますから、古い住宅については、だから、入居者のいろいろな要望を聞いて、それに基づいて計画を立てるとというのが本筋でないでしょうか。

管理人に聞けば、管理人は一定のあれは押さえているかもわからないけれども、そこに入居している人が痛切にこういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいと、そういう声を現実に聞いて計画つけると、それがすぐできるか、幾らか期間を置かなきゃできない。それは財政とのあれもあるでしょう。だけれども、そういう計画を持てば、なるほど今はすぐにはできないけれども、1年待てばできるんだなというふうな期待が持てるじゃないですか。そのことを前にも申し上げている

はずなんです。

だから、この建設費に入りますとマスタープランが出てまいりますけれども、住宅のマスタープランは私はこれからどういう住宅を建てるのか、この前は民間も一緒になってどうかという答弁をしておられましたけれども、今の古い住宅を質的に内容をどう高めていくかということも私は必要だと思うんですよ。そういうものもこのマスタープランの中に入れて、そして進めていくと。最初から金がないから、そんなところはお構いなしだというのでは、私は困ると思うんですね。その辺ご答弁ください。

委員長 町長。

町長 ただいまご指摘がございました点にお答えさせていただきたいと思います。

快適な住居を確保するためには、その実態に合った調査をしなければならないと私もそのように思います。その上で計画を立てるなり、さらにはまた財政の中で優先順位を決めるなり、そこに住む人方が快適な生活を営むことができる公営住宅にしていかなければならない。これは当然なことでもありますので、その実態調査を速やかにさせていただきたいと同時に、管理人ともよく話し合っ、その対応を対処してまいりたいと、かように考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

委員長 3番。

3番 今年は梅香の団地、また屋根と外壁を直していただきますので、余りでかい声でしゃべれないようなあれではございますが、梅香町の中高層も古くなりまして、いろいろな問題が出てきておりますので、特によろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、これは住宅建設費でお伺いすればいいと思うんですが、ついではからお伺いしますが、この前町長はたしかご答弁の中でPFI方式を取り入れてやっていきたいというご答弁をお聞きしたと思うんですが、これは具体的にどのようにお考えなのでしょうか、何かお考えがあつて。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

今日の地方を取り巻く財政が厳しい中で、住民の幸せを、そしてまた地域の振興を行政として推進するには、どうしたらいいのかという財政面から新しく出てきた制度でございます。これも国の法律がございまして。そういう中で、私といたしまし

では、何十億とかかる地域にとって必要な施設については、この制度を利用すべきことも考えられるのじゃなかろうかと。

といいますのは、民間の財政的支援、すなわち端的に言いますと、一般家庭で言いますと月賦でやってもらうというようなことでございまして、町と民間が契約する中でそういうクレジット的な制度で公共事業をやってもらうということでございまして、それは当然民間があるわけでありますので、相手の考え方にもよります。町が単独で「おまえやれ」と言うわけにもいきませんので、このPFI制度については今後研究もしなければならないということで一つの私の考えを申し上げたわけであります。

委員長

3番。

3番

何か聞きますと、イギリスの国が財政難でこのPFIという方式を考え出してやっている、それがそもそもの始まりだそうでありますが、第三セクターの後、第三セクターは責任の明確は官民どちらにあるか、明確にならない面があつて、今度はPFI方式だということで、最近あちこちではやり物みたいになっているような様子であります。特に、今おっしゃったように、民間の資金を入れて公共施設をつくっていくというものであります。たしか町村は5,000万円以上というふうに聞いておりますし、条例なども当然必要になってくるのではないかと思います、いろいろ問題点もあるようでありますので、ぜひ議会にも情報を十分開示していただき、お互いに論議ができるようにしていただきたいというふうに思います。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

今、ご指摘されましたとおり、PFIというものは絶対なものであるということで私は理解をいたしておりません。そこにはいい面も悪い面もあります。今、お答えいたしましたとおり、PFIについての今後の課題として、財政難に対応する考え方として研究をさせていただきたいということでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

他にありませんか。

10番。

10番

住宅管理費の町営住宅の修繕の問題が出ておりましたけれども、今のお話をお聞きしますと、その修繕の現況把握を行って、そしてやっていきたいという最終的

に町長のご答弁でした。私は大分前から、これは住宅に限らず町のいわゆる建築物を中心にした資産、今どういう名前と呼ばれているか、ちょっと私も失念しましたが、早く言う和管理維持台帳をきちんとつくる必要がある。

そして、そこでは今は差し当たってここを修繕しなきゃならない。しかし、来年になったらこのあたりが必要になるだろう。5年後にはペンキの塗りかえが必ず来るだろうというようなものをきちんとその台帳で予測を立てる。そして、それがそれぞれ予算請求のときの資料に使われていく、そういうシステムが必要だということを行いましたすよね。そして、そういうシステムができましたという答弁を議会でいただいております。それが動いていますかと言ったら、非常に動いて効果を上げているという答弁もいただいています。今の話を聞いてると、そういう視点は全くないんですけども、どういうふうになっているんですか。

委員長 管理課長。

管理課長 町の建物の関係ですけれども、建物管理台帳はできて、そして毎年春と夏、年2回それぞれ1週間程度をかけて、それぞれ管理されている担当課で建物をいわゆる目視ですけれども、目視によって調査はしております。その結果を管理台帳に登載して、大きな壊れというのはないんでしょうけれども、例えばここにひびが入っているだとか、これはそのままでもいいだとかという、そういう判断をそれぞれ担当課でしております。春秋の2回実施しております。

委員長 10番。

10番 目視で調査しようと、春秋やろうと、年5回やろうと、それはそちらの方の一番いい方法でやってくればいだけのことでして、こういうふうにしなさいと私の方から言うべき何物もありません。ただ、そういうものがきちんとつくられて、そしてそれが効果を上げてるなら先ほどのような議論が出ますか。聞いてれば、全然現状の把握ができてないから、ああいう質問が出て、そういうような議論になっていくわけでしょう。しかも、町長はこれから調査するとおっしゃったんですよ。調査されてないということじゃないですか。それは何だか台帳だか何だか帳簿だか知らんけれども、そういうものがあって、形はできているけれども、現実には何も機能してないということを意味してるんじゃないですか、いかがでしょう。

委員長 町長。

町長 今ご指摘されました点について答弁させていただきます。



実はさっきの財政部門でも議論がありましたけれども、町といたしましては、さきにバランスシート、すなわち貸借対照表というものを明確にいたしましたわけであり、ます。これからは資産の価値というものは大事にしなければならない。そういたしますと、当然そこに年々の調査というものもすべての公共物について言えることとございますので、そういう意味においては、今指摘がございましたとおり、調査しながら、厚岸町の資産はどれくらいあるのかという明確な資産価値を求めていかなければならないことにもなっておりますので、私といたしましては、そういう実態調査をくまなくしていかなければならないということでお答えをいたしましたわけとございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

貸借対照表神話というのがありまして、貸借対照表ができるというと町の資産価値がはっきりするんだということを一部識者は随分言ってますよ。現実にはその評価額によって変わるわけですから、なかなかそれだけではつかみ切れない部分があると。企業の場合には、最終的にはこれが交換価値で把握されますけれども、自治体の場合には持っている資産を例えば道路を売り払うなんてことはできないわけですから、交換価値で評価できない部分があるんですよ。そういう部分で大変だということとはわかっているんです。

それで、私の言ってるのは、そういう貸借対照表によって資産価値を明らかにするということも大事ですけども、と同時に一つのものを持つと必ず維持費がかかるんです。修繕費がかかるんです。だから、一つのプラスの財産を持つということがそれに応分の経費がかかってくるわけです。

それで、そういうものを資産台帳としてつくって、今持っている例えば庁舎なら庁舎でいいんですけども、これも何年後にはタイルを全部調べなきゃならないと、前に一遍タイルがはがれて落ちたことがあるんですけども、そういうこともやらなきゃならない。そうすると、そのときには調査費がかかりますよ。それから、タイルでもってうまくないところは全部目地を締めなきゃなりません。

そうすると、それには大体このぐらいかかると、これは専門家はわかっているんですけども、5年後にはやらなきゃなんない、7年後にはやらなきゃなんない。私どもの家を建てても必ず大工さんは言いますよ。5年後には壁を塗りかえなさいとか、7年後には屋根を塗りかえなさいとか、そういういわゆる維持費です。それを

現況把握をして、その台帳に明確にしていくシステム、これが大事だということを私は言ったわけですね。そうしたら、それについてはやっている、そして十分効果を上げていると議会で言っているんですよ。ところが現実の問題で今議論を聞いてると、そういう視点が皆無じゃないですか。だから、聞いているんです。

委員長 町長。

町長 答弁調整のためにちょっと時間をおかし願いたいと思います。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻1 1時5 5分

委員長 委員会を再開します。 再開時刻1 3時0 0分

2目の住宅管理費、午前中に引き続き審査を進めてまいります。

町長。

町長 午前中の室委員の質問のございました町の公共施設における維持管理システムにつきましては、以前の室委員のご質問、またはご指摘を踏まえて、毎年度の予算に反映をいたしておりますことをご理解をいただきたいと思います。

つきましては、詳しくは担当課長から答弁をさせますので、よろしく願い申し上げます。

委員長 管理課長。

管理課長 大変時間をとりまして申しわけございません。

公共建築物の維持管理、保守点検のシステム化につきましては、今、町長から申していただきましたけれども、一応システムという形できちっと動いております。

それで、具体的にはどのようになっているかといいますと、先ほどから申しましたけれども、春夏の年2回、5月、10月ですけれども、管理課の方から皆さん忘れてたら困りますので、管理課の方から指示を出しまして、いつからいつまでの間に点検して報告くださいということで指示を出します。この内容は保守点検表によってはそれぞれ点検をするわけですけれども、この保守点検表の中身につきましては、当然建物ですから、基礎であるとか、それから外壁であるとか屋根であるとか、内部では壁であるとか、それから床だとか、こういう区分にそれぞれ細かく分かれておりまして、これを各課それぞれ所管する課で目視により点検していただいていると。そして、その結果を報告書という形で損傷があるのかないのか、もし損傷があるとすればどういう損傷なのかということを管理課の方に報告をそれぞれいただい

ております。

それで、損傷の状況によりましては当然建物ですから、危険な場合も想定されますので、建築担当の方に直接技術者に見てもらいだとか、あるいはすぐ直さなければならぬものなどについては、直接業者さんから見積もりをとって予算の願いをするだとか、そのような方向で動いております。したがって、それぞれ今回の新年度予算で言いますと、管理課の公営住宅の部分につきましては、そういうのを生かした中で、そういう点検の中から、今回工事請負費で梅香町町営住宅の屋根だとか、それから壁の塗装、これらがこういう点検の中から出て財政に要求して予算措置をいただいていると。それから、各課におきましてもそれぞれ維持補修費について、財政の方に予算が要求されていくと、このような形で動いております。

委員長 10番。

10番 まず、そうしますと先ほどの田宮委員さんに対する答弁は変えたということですね。先ほどの管理課長の答弁ですと、管理人から上がってきた要望によって、いろいろ傷んでいるところを把握して、それによって予算づけをしているという言い方で、それに対して質問者の田宮委員さんの方ではそれでは十分ではないと、住民の声というのをきちんと聞きなさいと、そういう話だったんですが、今はそうじゃなくて、そういう何とかシステムによって明確になったものについて予算をつけているという説明に変わったので、先ほどの答弁の変更というふうに受け取っていいわけですね。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

先ほどの田宮委員の質問につきましては、私はこう受けとめて答弁をさせていただいております。

といたしますのは、田宮委員からは公営住宅に対して、入居をしている方々の意向も大事じゃないかと、そのための調査も必要ではないかと、入居者との懇談会を開いたらどうかと、その意向に十分をお聞きをしながら、修理なり修繕をどうかということでは私は受けとめました。それで、実態調査をしながら、管理人とよく相談して進めさせていただきますというような問答になっているかと存じます。

委員長 10番。

10番 その部分で言っているんじゃないです。その前段なんですよ。その前段で状況

把握をしたから予算がついているわけですね。その状況把握をどういうふうにして行ったのかというのに対しては、管理人からの聴取によるというふうに課長が答弁した。このシステムによってというようなことは一言も言ってなかった。その部分を指摘しているんです。今、町長の言った最後の結論の部分については、それは私の方も別にそれがどうのこうのということではないんですね。だから、その点で担当者の方の答弁に今回と前との間でそごが出ているんじゃないかということの指摘です。

委員長 管理課長。

管理課長 大変内容を尽くせない答弁で申しわけございません。私の田宮委員さんに対する質問のとり方だったんですけれども、公住の内部というふうに、それぞれ個々の室内、各個人の内部というふうに勝手に理解したものですから、それでそういうところはいわゆるこのシステムでは当然調査に行っていないので、そういう意味で例えば直接うちの排水が悪いだとかと言ってくる方もいますし、管理人さんに言う方もおりますので、そういう補修のことを申したつもりだったんですが、先ほども言いましたけれども、そういうシステムという考え方で田宮委員さんの質問には答えてなかったんですが、大変申しわけございません。

委員長 10番。

10番 何もなかったところにこういうシステムを築き上げて、そしてとにかく各課が現在一斉に動くわけですよ。それによって状況把握をしているというところまで来たんです。これは私は大変立派なことだと、よくここまでなさっていると、これは本当に評価しているんです。

その上で申し上げるんですが、今言ったように外側は目視でわかるんだけれども、中はわからないとか、そういういろいろな話が出てくると思いますよ。それから、実際に町営住宅のように人が住んでいる場合には、住んでいる人でなければなかなか気づかない問題もあると思うんです。そういうものを全部このシステムに盛り込んでいくように少しずつ、せっかくなつくたんですから、いいものにしていかなきゃならないと思います。それで、物によっては目視だけで済まない場合も今のように出てくると思うんですよね。

それと、もう一つは今のシステムは現在損傷があるかどうかという点だけのよう

に聞こえました。そうでないならそうでないと言っていたいただきたいんですが、そう

じゃなくて前から私が言っているのは、今後予想されるものについても台帳としてきちっと記載しておくべきだと、それによって例えば今何かを新築したとすれば、当然そこで予定表ができるわけですから、もちろん5年後にペンキを塗らなきゃならないという予定を立てたのがたまたま条件がよくて6年、7年まで大丈夫だったということもあるでしょう。逆に3年ぐらいでこれは近々補修しなきゃならないという状態に来る場合もあるでしょう。

いずれにしても、いわゆる穴があいたり、壁が崩れたりする前に、早め早めに手を打つことでもって、その施設は長もちし、最終的には壊れてから直すよりはずっと安上がりに終わるということをやるためのシステムですから、そのためにはそれぞれの課で原則としてはこうだけれども、なお付加していこうというようなものもいろいろあると思うんですよ。そういう形でせっかくつくったシステムなんでから、よりよいものに、より役に立つものにしていくということが非常に大事なことだと思いますが、いかがでしょう。

委員 長 管理課長。

管理課長 ただいまご質問者が言われたように、当然公住で言いますと、入居者でなかったら室内のことまではわからないと、そういうような問題もございまして、今のこの点検台帳、それから報告書等をご質問者の言うとおりにさらに実効性のあるものにするためには、さらに細かくいろいろなチェック事項を細かくするのがいいのか、あるいはさらに実効性のあるものにするために、内部でさらに検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長 11番。

11番 ここでお尋ねしたいんですが、団地内の児童遊園地草刈り清掃委託料が予算化されているんですが、これは宮園団地だと思うんですが、それでいいんでしょうか。

委員 長 管理課長。

管理課長 委託料につきましては、団地内児童遊園地の草刈り清掃ということで、宮園団地、これが年2回、それから梅香団地、これが年3回、それから有明団地、これが年3回、このような内容になっております。

委員 長 11番。

11番 これは遊園地になっているところだけなんでしょう。それで、例えばそうじゃないところも芝が張られているところがありますよね。それと、白浜なんかも芝にな

っていると思うんですが、そういうところの芝の管理はどういうふうになっていま  
すか。

委員長 管理課長。

管理課長 公園以外のそういう新しい団地、古い団地もそうですけれども、そういう場所につ  
きましては、入居者がお互いに協力して、入居者にやってもらっているという形  
でやっております。

委員長 11番。

11番 そのための予算はこれではどこを見ればいいんですか。

委員長 管理課長。

管理課長 その作業につきましては、ボランティアのような形になります。地域の例えば団  
地に入っている場合は管理費とかという形で集めている場合もありますし、それら  
の中で見ていただいてやっているという形になります。

委員長 11番。

11番 それでなんですが、結果的にはそうするとこのための予算はないということす  
よね。

それで、見てみますと、ああいう団地に入っている人たちの例えば自分たちでそ  
ういう刈払機だとかを持っているかどうかにもよると思うんですよね。これがない  
と結果的には草ぼうぼうなんですよ。それから、まめな人はきちんと刈るし、そう  
でない人は一夏に一回ぐらいで終わってしまうと。今は高層住宅になってますから、  
上に住んでいる人と下に住んでいる人では感じが違うんですよ。下に住んでいる人  
はきれいにしてほしいと、なってないと気が済まない、そういう感じなんですけれ  
ども、結果的にこの管理をきちんとしないと、芝の中が非常に汚くなってしまうん  
ですよ。

そういうことで、これについてはきちんとした対応をとった方がいいんじゃない  
のかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。結果的には、ボランティ  
アですから、たまたまやってくれる人ばかりがいる団地であればきれいになってい  
るだろうけれども、例えば体調の悪い人が多い団地だとか、そうすればそういう草  
刈りだとかはうまくいかないんですよ。その辺ではどういうふうに考えています  
か。

委員長 管理課長。

管理課長 | そういう草刈り清掃等につきましては、今、質問者がおっしゃられたように、団地によってそれぞれかなり差があるのは事実だと思います。

それで、私どもとしまして、施設本体といいますか、以外の部分につきましては、できる限りそこに暮らしているみんなで力を合わせて、草刈りだけじゃなくて、日常的な清掃にも発展すると思うんですけども、そういう清掃をしていただきたいというのが従来の考えですし、私としてはこれからもそういう部分については、そこに住んでいる方々がお互いに協力して何とかやっていただきたいというふうに考えております。

委員長 | 11番。

11番 | ただ、課長がそうやって協力してやってほしいと言っても、道具がなければできないんですよ。一定の面積を超えてしまえば、鎌では刈れないと思うし、刈払機より芝刈機みたいなので今安全なのがありますよね。そういう機械を各団地にそれぞれ1台ぐらいずつ配置するというのも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そうしないと、結果的には本当にボランティアで自分の機械を持ち出してやっているのが現状なんですよね、見てると。そして、自分の機械が壊れれば全部修理代から何から自分持ちと、ボランティアの範囲を超えるぐらいやっていると思うんですよ。その刈払機のナイロンの歯がなくなれば、自分できちんと補給しながらやっているというのが現状ではないのかなというふうに思うんですが、その辺でそういう芝刈機等を各団地ごとに配置するというような考えにはなりませんか。

委員長 | 管理課長。

管理課長 | 特に草刈機の場合、今ナイロンカッターとかでそんなには危険でないものもありますけれども、それらを持っているところは確かにすぐやりますし、例えば一例を言いますと、団地によってはボランティアというよりも、その機械を持っている人にみんなでお金を出してやってもらっているという例もあるようですけれども、いかんせん機械ですから、物的にはそれなりの価格もするでしょうし、これからまた夏になって草が伸びてくるシーズンですけども、そこら辺も含めて、どういうお願いの仕方になるか、ちょっとまだ浮かんでこないんですけども、そういうお願いも含めて機械の配置、これについて検討していきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 | 11番。

11 番 わかりました。できましたら次回の定例会までに一定の結論を出していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つお伺いしたいのは、新しい団地をつくるごとに公園整備だとか環境整備だとか、いろいろ進めていくんですけども、かなり植栽もしているわけですね。そうすると、きちんと春先になると芽を出す木が少数で、枯れ木があちこちにたくさん見受けられるんですが、あれはそのまま放置していくものなのか、毎年元気ですくすく成長する木だけ何とかおがってくれればよいなという程度にあれば植えてあるものなんですか、どうなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 団地整備に伴う外構関係での植栽といいますか、そういう事業は当然時期的なことにもよりますけれども、施工後外構も含めて一、二年というのは、施工瑕疵という形の中で、どうしても時期が悪ければ春先に変えなきゃならないとかという形の中で、ある程度根のつくまではきちっと管理というか、施工業者に責任を持っていただく。ある程度ついた後については通常の管理という形になってくる。整備に当たっては、根をつけてきちっと張りつくまで、一応の施工責任はとるという形になると思いますので、その後の管理等については通常の管理という形になってきますので、業者責任だとかという形にならず、当然悪ければ通常の管理上植えかえが必要になってくるだとか、そういう形はの中で考えて整備していかなきゃいけないと、そういうふうに考えています。

委員長 11番。

11 番 それでは、枯れた木を植えかえたという経過はあるんですか。白浜団地なんかを見るとひどいですよ。

委員長 建設課長。

建設課長 先ほど私が言いましたように、工事施工に伴う責任瑕疵の範疇については当然植えかえとか、そういう形はやってきています。その後の一般管理になった時点で植えかえをしているかということになると、実際には実施してないというのが今の現況のようでございます。

委員長 11番。

11 番 だから、植えたということは植える目的があるから植えているわけでしょう。そして、苗木のこんな小さい木を植えるなら、1本 100円か 200円もすれば植えられる



んだけれども、ああいうところに植えるのが一定の高さになって、形もできた木を植えていくわけでしょう。そうすると、それなりの費用もかかっているわけでしょう。目的があって植えてるわけだから、その木がそのまま枯れ木になってそのまま野放しというのか、さらしてしまっているというのはどうなんですか、その考え方なんだ。仕方ないとあきらめていけばいいんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 基本的には、施工責任という形の範疇の中での話としては、一応きちっと着生した次の形を確認されて、一、二年たってちゃんと着生しているという形が感知されれば、それで業者としての責任はない。ただ、その後の今度植栽、そういう木があることによって心の潤いという目的が当然あります。それにとって、管理上それらが十分管理されてないという中では、今後反省すべき点でございます。それらにとって必要なものについては植えかえをすとか、そういう形で当然管理上必要と認識しておりますので、従来今までそういう箇所を十分把握しながら管理してなかったという形については反省したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 11番。

11番 今すぐ調べると言ったって調べられないと思いますから、きちんと調べて、それなりの実情を把握してほしいと思うんですよ。そうしないと、結果的には前にも私は話しているんですけども、それが全然どういう状況になっているのかということになるとほとんどわかってないというのでは困るんですよ。目的があって植えているわけだから、その目的の達成のためにきちんと管理をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 質問者のおっしゃられるとおり、その場所に配置してなきゃならないと、その方が当然利用上も含めていいという形で設計し、そういうふうに施工してますので、十分その意が生かされるような管理方法についても管理課と相談しながら対応していきたいと思います。

委員長 他にありませんか。

なければ、先ほど午前中に保留しておりました 276ページの土地区画整理費の3番さんの資料要求につきまして、お手元に配付されております資料の説明を建設課長の方からいたさせます。

建設課長

建設課長。

大変貴重な時間を割きまして申しわけございません。

お手元の資料の説明をさせていただきます。

これは一般的な標準的な流れという形でご理解をまずいただきたいと思えます。

土地区画整理事業の流れとして地方公共団体、市町村施行の流れという形で記載されております。これが一連の流れでございまして、当然都市計画の一番左側の方から順次進んでいくようになっていきますが、これらの具体的年次張りつけを含め、厚岸町との対比という形の中では次ページ、343ページの方でちょっとご説明申し上げたいと思えます。

補助事業の標準的年度割工程表という形の中で施行、施行期間等を記載してございます。それで、上段の方の土地区画整理事業調査、まちづくり基本調査とか括弧内で記載されておりますが、これらについては既に今までの計画の中で調査が実施済みでございます。

次の大きな数字の1、都市計画決定、区域決定等関連する施設の都市計画決定、これについては今年度の予算の中の都市計画費の中で400万円、事務費15万円で415万円、この中で都市計画の道路、そして区画整理事業の決定が本年度のこの事業の中に組み込まれております。

そして、大きな2の調査、現況測量、現況調査、権利調査と大きな3の施行規定及び事業計画が14年、本年度で行う内容になりますが、これの特に現況調査と権利調査とありますが、これらについては現況調査の上、当然事業計画を策定するための試算、事業費の概算とかをはじいていくためには仮換地の計画案をつくりながら、住民との十分なコンセンサスを事前調整をどんどんこの中でしていかなきゃならない、ヒアリングをこうだらどうだあだといろいろな形、この時間をとってこの辺で地域の理解も含めながら、これらのことに多くの時間が費やされるんじゃないのかなと、そういう経過を踏まえた上で事業計画、それでさらには施行規定という形の中では、施行規定の内容、これについては議会の議決による条例で整備しなきゃいけない形になってきておりますけれども、これらでは土地区画整理事業の名称であるとか施行地区、土地区画整理事業の範囲、事務所の所在、費用の分担に関する事項とか、土地区画整理審議会及びその委員に関する事項とか、そういうことがこの規定の中で検討されていくという形になる内容でございます。そして、14年度ま

では一応今言った中での調査と、それから計画案づくりが大きなものになる。その計画づくりのためには、先ほど言いましたように、仮換地案とか、いろいろなことが出てくると、事業費の補償費の試算とか、そういうものがここに含まれてきます。

そして、大きな4から7まで、仮換地の指定、これまでが平成15年度までの施行、図面的にはちょっと1年度に入り込んでいる分もありますけれども、これらは厚岸町の考えとしては平成15年度に施行しようとする内容になってございます。そして、15年度にそういう形の中で経過を踏まえた上で、それ以降の工事の施行から精算までについては平成16年度以降という形になってきておりますが、前段の説明の中で言いましたように、実際にこの土地区画整理事業が走り出すめどそのものを15年が事業認可を含めてそういう準備をしなきゃいけないんですけれども、言ったように、厚岸町独自でできるものではないという形の中では、北海道との協議、いろいろな形の中で時期のずれ込みというのは想定されるということでご理解いただきたいと思えます。

委員長

3番。

3番

あなたはその仕事をしているから、そういう説明の仕方でわかるかもわからないけれども、聞いている方はわかりませんよ。

細かく聞いていきたいと思うんですけれども、まず土地区画整理事業なんですけれども、土地区画整理事業というのは、松葉町を中心とした湖南地区で今度やろうというわけですね。そこでは道路幅を広げなきゃならないと、それから何らかの公共施設もつくらなきゃいけないと、こういうことで土地を生み出さなきゃならないわけですね。これは私有地でびっぴりになってますから、道路とか、一部町有地はもちろんありますけれども、するとそれぞれの土地を減らしてもらって、それを集めて公共用地をつくらなきゃならないですね。

確かに、この土地区画整理事業をやれば土地は減るけれども、土地の価値が上がるんだと、だから得なんだという言われ方がありますよね。しかし、それは例えば不動産業者、あるいは資産として土地を持っている人は土地の価格が上がればいいですよ。ところが一般の人はその土地で何かしようというのは、それを売ってもうけるとか、そういうことで土地を持っているわけじゃないですね。生活の手段として持っているわけです。そうしたら、土地の価格が上がったって別に何もいいことはないわけでしょう。固定資産税で逆に損するようなものでないですか。そういう

ことが基本的にあるというふうに思うんです。だから、そういう意味では土地区画整理事業というのは基本的な矛盾を持っているというふうに思います。そこで、最初事業計画が決まった段階では何もわからないでしょう。

委員長 建設課長。

建設課長 質問の前段の方については、質問者の言われるとおり、従来の土地区画整理事業そのもの自体が地域の当然土地の所有者等の減歩によって成り立つという形の中では、公の道路だとか公園とか、そういうものをつくるために、みんな土地の所有者の減歩をいただいて整備していく。確かに、財産価値が高まることによってそれでいいんだという時代もありましたけれども、現在は今こういう土地の評価の状況からいけばそうではないという形になってきております。

厚岸町としてもこの土地区画整理事業の中で減歩で協力いただく面もありますし、内容等によっては逆に町が土地を取得しなきゃならないという問題も当然出てくると思います。そういう形の中で行われる。従来とちょっと手法は違います。従来であれば、そういう付加価値が高まるからいいんだという形で協力を得たけれども、現在はそういう情勢でない限り、地域住民のまちづくりという形での協力を得ない限り実施は不可能という形で判断されるのではないのかなというふうに考えます。

それと、事業計画そのもの、土地区画整理事業そのものが前段言ったように、当初では結構大きい面積から、事業の採択のあれから言って、厚岸町の自分のところの持ち出しも含めて考えていくと、面積を小さくしてクリアしてきたという形の中で、それも現在では推進協議会とか地域でのワーキングとか、そういうこともやっていますけれども、全体的に具体的に流れていくまだ形ではなく、たまたま3月1日、そういう中では今現在事務を進めてます商工会が事業主体でなっておりますTMO策定委員会の中では、その案を住民、あの地域の方々に案内して、一応こういう考え方の計画がありますよという形の説明をしましたけれども、今後事業計画策定までの間に住民と当然十分コンセンサス、そういうものを理解した上でないと計画というのは立ち上がらないという形で、計画ありきで押しつけるんじゃなく、事前にやっていかなかったら事業計画という形にならないという形で理解しております。

委員長 3番。

3番 この土地区画整理事業というのは、極めて非民主的に、最初からあからさまにしてやるのではなくて、ほとんど何もわからないところから始まって、住民に対して

小出しにしていくと、そしてこの法律そのものが後戻りがきかないような仕組みになっている。その点ではどうですか。

委員長 建設課長。

建設課長 今、質問者が言われるように、計画が決まってからですと、計画が決まってから小出しにするという意味じゃなく、先ほど言いましたように、計画策定までの間に十分住民とのコンセンサスを得ながら、事業計画を議論しながら理解、協力いただく方向がなかったら計画というのは立ち上がらない。当然そういうことなしにして小出しにしながら住民の理解を得るといのは、そんな状態ではできないと思いますし、ある程度こういう計画案、事業費の案、町の持ち出しも含めて、皆さんの減歩の状態も含めて、そしてこういう形で町がこういうふうに変編してこう変わっていきこうという形を十分住民に説明し、そういう理解を得た上で計画が立ち上がるという形でご理解いただきたいと思います。今後、これらの中では今は単なる推進協議会から出てきた厚岸町の案ですけれども、今後まだ道ともいろいろ詰めはありますけれども、そういう中において全体計画というものをまた議論していきますけれども、その中で住民説明会とか、そういう形をしながら立ち上げていきたいと、そのように考えております。

委員長 3番。

3番 この予算は今事業計画をつくるということなんですね。事業計画をつくるという予算ですね。この事業計画では、どういうことがわかるんですか。事業計画をつくれれば住民はどういうことがわかりますか。

委員長 建設課長。

建設課長 事業計画そのものといいますと、国の方の事業認可をいただくという形になりますから、その計画の中には仮換地案を作成し、住民ヒアリングを何回も積み重ねながら、そして再配置の配置計画がどうなのかと、そういうものがすべてある程度議論された上で自分の行く場所とか、いろいろなことも含めてある程度きちんと形になった区画整理をすべき区域であるとか、道路とか、公園とかの配置だとか、自分がどこに行くとか、そういう案も含めて、それから事業費等についても、それから年次計画的な目安的なものも事業計画の認可には必要ですから、当然出てくるという形になります。一番大きなものとするれば、仮換地計画が一番大きくなると思います。

委員長 3番。

3番 この事業計画では、平均の減歩率であるとか、移転補償額であるとかというのは、全体のやつはわかるんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 この調査の中で事業費、さらには住民の方々の協力をいただかなきゃならない減歩率、今の段階ではあらあらですけれども、10%未満、8%くらいの減歩かなという想定の中で今考えておりますけれども、これらも含めて仮換地案を住民との十分個別ヒアリング等もやりながら、そして全体ヒアリングを得た中でいくと、その仮換地に伴うそういう具体的な減歩率とか、そういうものがはっきりしてくるという形になります。

委員長 3番。

3番 総額は事業計画でわかるだけけれども、総体的には、それから移転費の総額がどのぐらいになるかというのはわかる。個々のやつについては、仮換地処分まではわからないと、仮換地処分になればわかると、こういうことですね。仮換地というのはどういうことなんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 現在、あるべき土地を再編するために仮に置きかえる、自分の土地がどっちに行くと置きかえる、その案という形でございます。

委員長 3番。

3番 それでほぼ決まるわけでしょう。

委員長 建設課長。

建設課長 平成15年度の事業になりますけれども、仮換地の指定という形の中で指定されると、それは固まりますけれども、今現在事業計画をつくるために仮換地の案という形の中では、たたき台の案かもしれませんけれども、そういうものも含めて事業費も見えないと自分の動きも含めていろいろありますから、それらは今の段階でいくと仮換地の指定以前の中で、事業計画作成の中でそういうことを示して、住民の理解も得ながら協力を得ていかなきゃならないと、そのように考えております。

委員長 3番。

3番 本来であれば、仮換地指定する前に、換地計画がきちんとつくられてないと、仮換地の処分もできないんでしょう。

委員長 建設課長。

建設課長 今、質問者の言われるとおり、仮換地の指定をすることははっきりした金額になります。ただ、その前の段階で住民の理解を得るためには、仮換地のたたき台の案をつくります。そうでないと自分の動きも含めてわかってこない中では、その事業計画のつくる段階で事前にそういう方々にはもちろん補償費も目安も見せなきゃならないだろうし、仮換地の案も示していかないと協力を得る形にはならない。当然減歩率も出ませんし、そういう形の中では指定以前にそういう案をつくって、住民と説明しながら理解、協力をいただいでいくと、そして今の計画でいくと15年度の中での仮換地の指定、後半になりますか、その中で仕事が進む。だから、仮換地をしない限り、それから補償費の清算をしない限り、住民の方々の理解、協力というのが思いだけでは進まないと思いますので、当然それが必要という形になってきますので、仮換地の指定以前に仮換地案を作成して、住民と十分コンセンサスを得ていきたいと、そういうふうに考えております。

委員長 3番。

3番 換地計画が立てられて、そして仮換地の指定を受けるというのは、これは法律の順番ですね。

委員長 建設課長。

建設課長 法の順番でいくと、換地設計、仮換地の指定ということが順番という形になってきますけれども、厚岸町としてはこの仕事そのものには当然地域住民の協力なくしてあり得ないということですから、事業計画を策定する以前のその仮換地の案を示して協議していきたいと、そのように考えているものです。

委員長 3番。

3番 仮換地処分の指定、その流れでいきますと、まずそれがあつた後に換地計画案作成、それから縦覧ということになってますね。流れとしてはそうなっている。だけれども、法律は換地計画をつくった後に仮換地処分の指定をするという流れになってないですか。

委員長 建設課長。

建設課長 お示した工程表の中でもあります、換地設計し、それに基づいて仮換地の指定をし、そして工事の換地計画という形が法的に動いていくという形になります。ただ、今何回もあれですけども、仮換地の指定をする以前に事務レベルだけで例

えばこうあるべきだという形だけでこの計画なんて実施不可能ですから、仮換地のシミュレーションじゃないですけども、こう再編してこうした方がいいというものをご地域の方々にお示ししないと協力を得ることは不可能だという形の中では、この指定以前に事業計画の策定段階から、地域の方にその辺を示しながらやっていきたいと、そのように考えているものです。

委員長 3番。

3番 私が知る限りでは、法律では計画が先であって、それからその次に仮換地の指定と、こういうことになるように聞いているんですよ。それが逆にっていると、一般的にそうなんだと。どうしてか。計画をつくったら縦覧をしなきゃならないですね。そこで問題が起きると事業が進まない。この都市計画については、100%住民が反対しても、厚岸町は仕事ができるんだというふうな法律の仕組みのようであります。大変強権的なそういうもののようにありますけれども、そういうあれではないんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 縦覧の関係という形の中では、当然換地計画があって縦覧期間等もございますけれども、今、厚岸町としてはそういう形ではなく、計画の段階から地域の方々にお示ししていきたいと、そのように考えてございます。

委員長 3番。

3番 そうしたら、とにかく住民本位にやっていくんだということは大変強調されているわけですね。

そうしますと、自分の土地がどこにどれだけの面積で換地されるのだということが具体的にわかるのは仮換地の指定の段階ですね。それから、移転補償であるとか清算金額、こういうのはどこでわかるんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 当然、今回やる調査の中で仮換地の試案的なものも含めてつくりながら、それで住民とのヒアリングもしながら計画が立ち上がってくる。そうすると、その中において行政がやらなきゃいけないものも含めて明確にある程度なってくる形になってきますから、そうした中において概算ではありますけれども、概算と言いながら超概算ではなく、ある程度基準にのっとった積算も含めて、補償金等も概算補償費も調査しますので、その中で示していけるという考え方で、すべて後段の方の計画が



でき上がってから示すというんじゃなく、この事業計画を策定していく段階で補償費を含めて住民がどう動くためにどれだけの費用がかかるか、判断するために絶対必要なことですから、それらを今回の今年度の事業予算の中である程度つくりながら、そして住民ヒアリングを個別ヒアリングを含め、全体説明を含めながら示していきたいと、そのように考えています。

委員長

3番。

3番

くどういようですけれども、大事な問題ですから、自分の土地にかかわる問題なんですよね。それが減らされる、減歩されるということですから、それについて具体的なものがどの段階でわかるのかというのがかなめなんですよ。できれば最初の計画決定のときからわかれば一番いいんですけれども、そうはいかない面もあると思うんです。一番早い段階すべてがどこでわかるのか。従来のやり方ではそうではないんですね。小出しにしていくものですから、決まってしまってから「おまえはこうなるんだよ」というふうに言われると、どうにもならないと、さっき言ったように後戻りがきかない法律だと、こういうことを私は言っているんですけれども、大事な点なので、はっきりさせていただきたい。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者の言われるとおり、当然地権者にとっても大事な問題という形で押さえられていると思います。その中では、先ほども言いましたように、今年度の事業費の中で仮換地案を作成すると。ただ、それがまた年度ぎりぎりだとか、そういう形ではなく、その案の中には住民とのコンセンサスを何回も何回もやり直していくという形の中では、最終的なものというのはかなり後になるのかもしれませんが、全体のたたき台の段階からいくとすれば、そんなに遅くない段階から示しながらやっていかなきゃならないのかなという形では理解しております。

ただ、言いましたように、厚岸町としては平成15年度に認可を受けるために手続的にやっています。これはこれで進めていきながら、同時にまた別な問題、事業採択に向けてのいろいろな問題もございますけれども、そういう時期がありますけれども、本年度の事業の中では来年度事業認可に向けての準備という形の中では、早期に仮換地案、そういうものをつくって、そして住民とのコンセンサスを図ってきたいと、そのように考えています。ただ、時期的なものというのは今いつというのは、ちょっとまだ含めて定かに計画の時間別スケジュールは決めてませんけれど

も、できるだけ早い時期から示しながら進めていきたいと、そういうふうに考えています。

委員長 3番。

3 番 大体話はわかりました。

これから事業計画がつくられて、次々と進んでいくわけですね。そういう段階でさらにお伺いをしていきます。それと同時に、議会にも資料は資料としてきちんと出していただきたいというふうに思います。

委員長 助役。

助 役 この土地区画整理事業の関連でございますけれども、ご質問者がおっしゃるように、この土地計画事業というのは、都市計画決定、あるいは都市計画認可をとってしまうと強権的な整備の手法であると一部言われているわけでありまして。

まさにそれはご質問者も言われておりますように、仮換地指定をしてしまう、あるいは仮換地計画をすると、その時点で個別に出していくような、こういう流れになっているというのは土地区画整理事業の法だというようなご指摘があるわけでありまして。これは土地区画整理事業の運動として、ほかの町村ではそういった運動も起きているというような実態もあります。そういう状況の法律であるということも私どもも理解をしているわけでありまして。

そこで、先ほど建設課長の方から話をしておりますように、しからばいかに住民にきちっとした感じと納得を得るためにはどの時点できちっとした形でコンセンサスをとるべきなんだということでありまして。それは建設課長もおっしゃったように、私どもといたしましては、計画をつくる段階、あるいは仮換地案の策定段階において、きちっと住民のコンセンサスをとっていきたいというふうに考えておりますし、さらにまた議会にも十分その辺開示をして、また論議をいただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 3番。

3 番 それで進められるというふうに方針が決められたわけですね。私はどっちかという反対ですよ。しかし、物事がそういうふうに進むとすれば、徹底的に情報公開をする、民主的に事を運ぶ、そういうことでだれもが納得し得るような形で進めてもらわないと困ると思うんです。そういう点ではよろしくお願いします。

委員長 助役。

助 役	質問者のおっしゃるとおり、十分その部分につきましては、肝に銘じながら対応してまいりたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思ひます。	
委員 長	この目についてほかにございませんか。 それでは、なければ進めます。 284ページ、3目の住宅建設費、ございませんか。 なければ進めます。 8款消防費、1項消防費、1日常備消防費。 8番。	
8 番	ここでお伺ひしておきたいことは、今年の1月の出初式のときに消防の本部の方から、厚岸消防団の第1分団が昨年の技能競技大会ですばらしい成果を上げた。そういうことで、本年度の全道大会の技能競技大会に釧路管内を代表して出場する。そのような話を伺ひました。 そのときにいろいろと練習もしなければならん。もちろん当日出場するときの経費もかかります。総体的に大雑把な数字でありますけれども、七、八百万円かかるそうであります。昨年は白糖で出場して全額700万円と言ひましたかな、町で負担をした。本年、厚岸町はそうはいかないので、各後援会の皆さん方に協力をしていただきたい。言うなればご寄附をいただきたい。そういうことをひとつ頭の中に入れておいていただきたい。そのような申し出がありました。 そういうことを踏まえながら、今回の消防費の中で見たんですけれども、それらしきものは載っていない。本部の方から正式なそういう要請があつたのかどうか。もしこの中に載っているとすればどの項目に載っているのか、このことにつきましてお聞かせいただきたい。	
委員 長	暫時休憩します。	休憩時刻 13時59分
委員 長	再開します。	再開時刻 13時59分
企画財政課 長	企画財政課長。 ちょっと私の方からお答え申し上げますが、いわゆる今年度を実施する操法大会というのがそれに相当すると思うんですが、それで何百万かこちらの方でかなり練習を積んで、その代表者の方が全道大会に出られるというような話は聞いておひまして、その中で消防費の中で釧路東部消防組合から、その内訳で上がつてきてお	

ります。

どこに入っているかという、予算書的にはこの 289ページの釧路東部消防組合の 3億 4,128万 4,000円、この中に入るものでございまして、それらの詳細につきましては、予算資料の35ページから消防の方からの要求として釧路東部消防組合の厚岸町、釧路町、浜中町の負担金等含めまして、厚岸の消防署で使う経費等の内訳で、この中に載ってございますが、たしかちょっと今はっきり数字はつかめませんが、全部でいろいろな部分を含めて 400万円もしくは 500万円ほどのものが各署に分かれてそれなりに上がってきているという、そういう状況であります。この予算資料の中には、どれどれどれというのはちょっと明記してございませんが、それ相応の所要経費が入っているということは釧路東部消防組合の方からお話がございました。

委員長 8番。

8番 そうすると、正式にそういう要請があったということなんですね。そうすると、この資料で見ますと、厚岸町負担金 3億 4,100万何がしですね。前年度と比較してみまして前年度の比較が出ております。580万何がし減額になっているんですね。ということは、いわゆる今回の競技会に 500万円と言いましたか、500万円負担するとしたならば、そうするとこの中に入っているとすれば、昨年度 3億 4,700万円ですか、厚岸町負担分ですね。そうするというと、この前年度見た内容というものが大幅に減額になっていると、そういうことですね。その内訳をちょっとわかりませんか。

委員長 町長。

町長 済みません。答弁調整のために時間をおかしたいと思います。

委員長 暫時休憩します。 休憩時刻 14時02分

委員長 再開いたします。 再開時刻 14時10分

企画財政課長。

企画財政課長 済みません。大変貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございませんでした。

釧路東部消防組合からも予算の要望が上がってきております。それらの中から予算資料の36ページをごらんいただきたいと思いますが、管轄が東部消防組合の部分ではございますので、一応内訳をつくってありますが、36ページの中で本部経費と、

それから常備、非常備消防費という中、それから投資的経費で消防施設費というのと公債費というのがあるんです。

この中でこの北海道消防操法訓練大会という所要経費が約 480万円ほど要求が参りまして、この常備非常備消防費が約 740万円近い昨年よりも増加になっておりますが、それらについては消防の方からのこれのどれとどれとどれということとはちょっと今申し上げませんが、その中にほぼ組合の方からの要望に沿いまして、大事な大会であるということで、それに沿ってほぼこの 730万円ふえている内訳はそのうちの 480万円ほどがその操法訓練大会の所要経費が要望どおりつけられているということになります。

ただ、全体で消防の事業で減ったというのは、公債費であるとか、それからこの予算書の次の下の方に書いてありますが、広報指令車、これは本来は消防でやる事業なんです、それが防衛庁の調整交付金で買いますために、一般会計の方に来ていう、そういういろいろなほかのでこしゃくはございますけれども、少なくとも操法大会の部分についてはこの予算資料の 730万円の中にほぼ要望どおりついているということでございます。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

2目災害対策費。

10番。

10番

今回の議会でもちょっと出ておりましたが、昭和27年の十勝沖地震からちょうど今年で50年なんですね。50年を期して、今回「広報あつけし」あたりが特集記事をつくるのかなと思ったら、それは全くなかったんです。去年、町史編纂事業の中で専門家も地元の人も一緒に床潭に入りまして、当時の状況を初めてらしいんです、総合的に聞きするという機会を得ました。そのときに、この50年間町は一体何をやってたんだと、調査らしい調査というのを全くしてないじゃないかということ非常に控えめな形ですけれども、厳しく指摘をされました。

そういうことを踏まえて、今から当時の状況を調べるというのは、いわば割れた茶碗のかげらを拾い集めるような話になるとは思いますがけれども、当時の状況が床潭という集落の問題だけじゃなく、厚岸町内はどのような状況になったのかということを含めて、まだ皆さん記憶がしっかりしておりますので、今回の床潭の聞き取

りを見まして、まだできるんじゃないかということで、これはどこがどのような形で担当するかは別にして、できる限り拾い集めておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、まずいかがでしょう。

委員長 総務課長。

総務課長 町内で発生した特に大きな災害にかかわる記録でございますけれども、当時そういう被害に遭われた方、あるいは被害の状況をつぶさに見てこられて、周囲の状況、当時の状況等を記憶がまだ定かなうちにきちっとした記録を残しておくべきではないかというお話は何っておりました。特に床潭地区におきましては、27年の十勝沖地震津波災害が発生してから丸50年この3月で経過したわけでございますけれども、これらにつきましては、当時の記録写真等が残っておって、何年か前には特に床潭地区、あるいは役場庁舎でも行いましたし、それから改善センターを使って行っておりますが、パネルの当時の記録を展示して、当時の記憶を呼び起こしていただいて、有事に備えていただくという趣旨から、そういう業務を行ってきておりますけれども、さらにただいまご質問者がおっしゃられたような、まだそれらについて記録というものが当時の関係者からのものがきちっとしたものがないという状況でございますので、今後それらについて、当時の記録をきちっとおさめておくべく対応を検討したいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 災害対策として見出していくためには、もちろん50年前の古いものだけでなく、近年にあった大きな地震、あるいはその間にあったチリ地震による津波、そういう災害すべてについて、きちんとした科学的、総合的な記録をつくって、それに対処するにはどうしたらいいかということをやっていく必要があると思うんですね。あのときは大変だったなで終わってしまっはうまくないと思います。

その上でお聞きするんですが、現在ついこの間と言ってももう四、五年——もつとになりますか——前に続けて大きな地震が2つ来ました。2つとも津波がつかなかったもので、我々としては非常に助かったんですけども、こういうものがあって記憶も生々しいわけで、現在住民の皆さんに参加していただいて毎年避難訓練を行っていますよね。その訓練というのは、いわゆる住民に避難と、それから日常の中でそういう津波ということ意識して暮らしていただくという範囲のものというふうに考えていいんでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 毎年11月の第1日曜日ですか、過去6回避難訓練を実施しておりますけれども、これは特に沿岸地域の津波災害ということ想定して、各沿岸地域対象になる人口にして、沿岸地域に住んでおられる方が約1万人いらっしゃいますが、これらの方にみずからの避難場所がどこであるかということを確認していただくと同時に、実際にその場所まで、その近くまでということで、実際の場所を設定しない場所があります。上り口ですとか、そういうことを確認しておいていただくというのが1点、それから町の職員の非常登庁ということを実践するというのが1点、それから移動系の無線、各車、それから携帯用の無線機があります。これがそれぞれの避難場所との通信のやりとりを実際にやってみるといことがこの大きな3つの柱を重点的にこれまで実施をしてきているという状況でございます。

委員長 10番。

10番 これは住民の方もよく参加していただいて、それなりに効果を上げています。少しずつ参加者が少なくなりつつあるような傾向もあるので、その点はまたいろいろ考えていかなきゃならないというような話は前から伺ってありました。

委員長 総務課長。

総務課長 役場といたしましては、特に職員についてでありますけれども、いわゆる災害等に遭われて呼吸困難に陥られた方の心肺蘇生法、それから簡単な、これは釧路東部消防組合の救急救命士の方を講師にお招きをして、それらの救急対応、応急措置、三角巾の使用方法、それからそれらを使った人の運び方等の訓練を行っておりますし、全職員ではございませんけれども、部分的にテントの設営方法、それから消火器の使用方法等を訓練をいたしております。

委員長 10番。

10番 非常に総合的になさっていると思うんですが、なお1点つけ加えておきますと、いわゆるそういう大災害が来て、言葉は余りよくありませんが、総員配置につけというような状況になったときに、だれがどの部署にどのようなことについて何をやるのかということは明確に訓練をしているかどうか。

委員長 それから、今度道や、あるいは国の諸機関がありますね。そういうところとそういうときには直ちに連絡をとり合わなきゃならないと思いますが、そういう訓練を

しているか。

それから、前の地震のときに各課においてこういう点に混乱を来してしまったというような話を議会で各課長さんがおっしゃっていたことがありますね。今お聞きすると移動無線の訓練なんかやっているということで、全く結構だなと思います。あのときはそれぞれがそれぞれの地域の点検に無線車が走ったわけですね。ところがみんな興奮してますから、一遍にしゃべり出してしまって、指令の方で混線してしまって何が何だかわからないというような状況があって、こういう訓練が必要だなという話があったのも覚えてます。それから、あのときは特に1月の地震で非常に寒かったんですね。一時的に停電をして、例えば心和園かどこかでもちょっと一時停電をして暖房で慌てたというような話もあのときに聞きました。

それで、もちろんこの庁舎だって停電になってしまうと非常電源に入ると思うんですが、そういうことについての訓練というのも必要だと思います。また、大きな津波が来ますとこの1階がたたかれるということを前提にして、2階、3階しか使えないということも考えなきゃならないということがあのときありましたですね。それから、これが完全にだめになってしまったときには中枢はサテライトとして味覚ターミナルの建物を使うんでしたかね。そういうことも考えられていると思うんですが、そういうものについてもそういう状況が来たときにシミュレーションとしてどうなるかということをやっているのでしょうか。そういうことについてお聞きいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 まず、1点目の関係官庁との連絡方法に関する訓練の実施でありますけれども、これは管内の非常通信組合、これらは釧路支庁管内で言いますと釧路支庁の通信担当の課がございまして、そこが中心になって年何回か陸上系、地上系と、それから衛星系の無線、これは北海道と直通になっているものですが、その無線の通信訓練を実施しているということでございます。これらの無線を使いまして、有事の際は連絡のやりとりをするという体制になってございます。

それから、各課の対応でございますけれども、既に釧路沖地震、あるいは東方沖地震のときに相当混乱をしたという実態を踏まえまして、各課に指示をいたしまして、各課それぞれの業務分担、あるいは通常の実務業務の範囲内でどういう体制にすべきかと、例えば水道管が破裂した場合にまずどういう対応をすべきか、連絡先



をどういうところに電話番号ですとか、関係業者の一覧ですとかというようなことを整備をしてもらっているという状況でございます。これらにつきましては、実際には残念ながらそういうシミュレーションをした訓練は実施をしていないというのが実態であります。それに備えた書類上の机上の準備をしているというところに現在のところとどまっているという状況でございます。

それから、実際に釧路沖地震のときだったと思いますが、一時的に庁用電源がダウンしたと、それから東方沖地震のときは夜中に地震が発生したということでございまして、この時点でそれぞれ関係各所に非常用電源の確保、あるいは暖房用の燃料の確保、これらを指示してございますが、実際にその後総務担当としては現在の状況がどうなっているかという確認はいたしておりません。ただ、報告の中ではそれらは完了したという報告を聞いております。

委員長 10番。

10番 これは実際に大きな地震があった後の訓練の折か何かに言っていた話らしいんですが、無線で道と連絡をとるといふようなどこかの町が体制をつくった。電気が消えたということにして電源を落とした。予備の発電機を回したら幾らしてもかからなかった。それで、結局は何も連絡がとれなかったと、訓練でよかったというような話も新聞報道で見たこともあります。

ですから、紙の上で幾ら配備していても、やってみなきゃわからないものはたくさんありますよね。ちょうど一般町民に対して、真栄町の三条にいる室崎はここへ逃げなさいと私は幾ら紙の上で読んでいても、いざとなったらそこに行くのにどのように行っていかわからなかったというようなことになるので、それで避難訓練というのは非常に大事なんですよ。

ですから、例えば今電話による連絡というようなことがあったんですけども、確かに水道管が破裂したときにすぐ電話だというのはふだんは非常に有効だと思います。ただ、こういう一遍に全部が来たときには、電話回線も使えなくなるということを考えなきゃならないですね。今デジタルなんだから切れないんだという人がいるんだけど、あれが今度は速度が遅くなってしまって、とにかく待っても待っても前へ進まないという状況になってしまうだけです。ですからそういうもろもろを含めまして、最悪の事態を想定して、さあどうなるというところまでやってみる必要があるんじゃないか。

それと、もう一つはそういうことをやってみて、そういう体制をつくって、そして町民に対しても町民の皆さんが参加していただく避難訓練はこういうふうにやっています。しかし、役場の中では皆さんには直接見えないんですけれども、年に一遍とか二遍とかはこういうことをやっているんですということをきちんと示す必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 実は避難訓練を最初に実施した時点から、一般の方の参加が正直申し上げまして半減しております。それから、実施している避難場所の設定の仕方、これにも多少の問題があるのではないかと——訓練のための避難場所の設定の仕方でございますね——という御意見も寄せられております。それから、関係機関との協力体制、土木現業所ですとか、開発建設部ですとか、その他もろもろの連携、これらも実際に役場職員の実働のもとに訓練というものがなされていないということもございまして、これら総合的に防災に対する訓練方法、時期等も含めまして、検討の時期に来ているということで、14年度早速これらに取りかかりたいというふうに考えてございます。

委員長 10番。

10番 最後に、この前の大きな地震が来たときに、これは実際に役場の状況を見ていた町民の方何人もから言われたんですが、10分もしないうちにほとんどの職員が登庁していたというわけですね。私もその話を聞いて感動いたしました。恐らく自分の家は地震ががたがたになっただけでも、それを全く振り返らずに、まずは非常登庁であるということで、職員の皆さんは登庁なさったんだろう、そのように思いまして、私はそのことには深く感謝もし、感動もしたわけです。

その上で申し上げるんですが、避難訓練という今のものだけではうまくないんだというところを課長さんはつかんでいらっしゃるようなので、十分総合的な今私の方で思いつくままに指摘いたしましたけれども、そういうものを含めて全体を考えていただきたい。

それから、もう一つ大きな要素に釧路市では実はある市民団体が調査しているんですが、特にお年寄りの家庭を中心に調査したようですが、そのときに釧路市ではあ

のときに救急車が連絡があった、ないというところは水かけ論になっているようですが、現実には救急車が行けなくて、それから要するに病院の方で対応できなくて亡

くなっただけで出たりもしているんですけども、非常に不安な状態に陥れられた。最終的に事なきを得たとしても、地域の人が非常に多かった地域と、それからそうでなかった地域が明確に分かれているそうですね、その後のアンケート調査を踏まえて。

そうすると、そんなに大した目に遭わなかったよという地域では、お隣の声がけ、その地域全体がその地域のいわゆる弱者と呼ばれる人たちを見守ろうとする意識の多い地域は割とみんなが助け合っけしよけるということが非常に強かった。それから、お隣とのそういうものが希薄な地域では、非常に恐ろしい目に遭ったという方の率が多いんだそうです。それで、これは実際当時厚岸町でも聞いたんですが、お年寄り用のハートフォンというような電話があるんですね。それで助けを呼ぼうと思ったんだけど、このとき電話はスイッチがおりてしまっていて使えなかったらしいんです。

ただ、厚岸町の場合には、福祉課の方たちが手分けして一斉にそういうひとり暮らしのお年寄りやそういうところの安否のためにすぐ走り回りましたので、たまたまタンスが倒れかかって、その間に挟まれそうになって動けないでいた方がそれで無事もなく救出されたというような事案がありまして、これは駆け付けた担当者をほめるべきことにはなるんですけども、そういう近隣の声がけというところから、いわゆる災害防衛組織とでもいいですか、今自治体をお願いしているのは、もうちょっと防衛組織をつくってああしてくれ、こうしてくれというのが非常にありまして、それぞれの自治体によってはなかなかそこまでできかねるというところまで終わっているところも多いんですが、まずはお隣の声がけから始まるというようなことについても、もう一度よく使われる言葉ですが、原点に戻って、各自治体やそういう住民組織の関係の方ともよく相談をして進めていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

この総合的な見直しにつきましては、早速取りかかりたいというふうに考えます。

それから、災害弱者に対する対応でございますけれども、身体障害者、独居老人、寝たきり老人、精神的に障害を持たれる方、特定疾患患者、妊婦さん、けが人の方、それぞれ災害弱者と言われる方がたくさんおりまして、実は自主防災組織というものを自治会単位ごとに設置していただくようお願いをして、既に町内33の自治会

のうち15余りの自治会で組織立てをしていただいた。

これはある一つの例でございますけれども、一つの自治会では、今申し上げました災害弱者というもののリストをみずからの自治会でつくって、大きな災害が予想される場合にだれがどう対応するかというところまでふだんからやっておこうやということで動き出した自治会がございます。それらに要する事務、あるいは必要なもの等について、若干の補助を総務課の方でいたしておりますけれども、私が見たところでは、今そういう組織立てをしていただきましたけれども、実際に訓練をするに至っていないというのが現状でございます。できればそういうモデル的な自治会をお願いをして、ぜひ一緒に避難所までの避難訓練でありますとか、それから連絡体制の訓練でありますとか、それらについてどういうふうにできるかということを早速ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

10番。

10番 今回の教育行政執行方針、そこで教育長は学校の問題に触れまして、学校の公開、開かれた学校ということを強調なさっていらっしゃいました。私もその考え方には全く同感なのですが、それでもう一步進めまして、教育委員会そのものが町——この場合には地域じゃなくて町そのものですね——に対して開かれたものになっていく必要があるんじゃないかという気がいたします。それで、その手始めとして教育委員会の会議にそのものが何らかの形で公開度を持つてくる必要があるのではないかという気がいたしまして、現在法に基づいてつくられている厚岸町教育委員会会議規則では、教育委員会の会議というのは公開ではないのでしょうか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 お答え申し上げます。

厚岸町の教育委員会会議規則でございますけれども、従来は会議については傍聴することができるというような規定でございました。実はこの教育委員会の会議につきましては、昨年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが改正になりまして、一応会議については公開するという条項が設けられてございます。それによりまして、本年の2月の教育委員会でございますけれども、そちらの方でこの

会議規則の改正をいたしてございます。それによりまして、この会議規則の15条の改正でございますけれども、従前の規定では会議は委員長の許可を得て傍聴することができるというふうになってございましたけれども、この規定を教育委員会の会議は公開するというような積極的な条文に改められたというような内容でございます。

委員長 10番。

10番 今、例規集は紙でなくなったんですね。CD-ROMになりまして、それで私も新しいのをもらったんですが、それにはこれは盛り込まれていないですね。したがって、私は現在もまだ教育委員会会議規則は従前どおり委員長の許可を得て傍聴することができるということなんだというふうに今まで理解しておりまして、聞いてみるものですね。

そのようなことが規則の改正があった場合、これは住民にも知らしていかなければ、非常に言葉は悪いんですが、こっそり公開しておいても意味はないんですね。そういう点はどういうふうにお考えですか。

委員長 教育長。

教育長 2月末の教育委員会で改正になったわけですが、実は新年度に向けて開かれた学校、開かれた教育委員会ということに関しては僕たちも積極的に進めていきたいというふうに考えておりまして、従前教育委員会はほとんど庁舎内で行われていたんですけれども、今後につきましては、管内の他町にも例がございまして、大変学校からも好評だということもありまして、その都度町内の学校を使って教育委員会を開こうというふうに今教育委員さんたちに投げかけをいたしております。それにあわせて、もちろん学校を教育委員さんに見てもらおうということも一つ、もう一つは地域の方々に教育委員会も公開した中で見ていただくというふうな形をとりたいというふうに考えておりまして、ただ教育委員会会議が議題によりましてあらかじめ広報等に周知するだけの余裕が持てない場合もあろうかというふうに考えておりますので、防災無線等を利用して周知する中で、皆さんに来ていただきたいというふうに考えております。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

2目事務局費、3目教育振興費。

9番。

9 番 子供の教育は先生方が子供と一緒に生活の場、子供を育てる環境、一緒にともに生活しつつ子供の教育に当たるのが一番適当だと思われませんが、何か近ごろ先生は随分職場はこっちだけれども、住宅がずっと離れたところだと、釧路からお通いになっている先生が随分多いと、いろいろなところで残念だという話は耳にするんですが、その数を掌握されておられますか。もう一つ全体で何人の人が町外から通っていらっしゃるか、どこの学校に何人ぐらいそういう先生方がいらっしゃるか、そこでわかったらちょっと教えていただきたいんですけども。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げたいと思います。

10月に実はちょっと調査した資料でございますので、あらかじめご了解のほどをお願いしたいと思います。

10月時点での教職員、学校の先生と、それから道費負担の事務職員も含めての話になりますけれども、全体では172名でございます。そのうち町内居住、厚岸町内に住んでいらっしゃる方が117名、町外からこちらの方に通っているというのが55名でございます。ただ、町外の55名の中には隣の浜中町、あるいは標茶町というところから通っている先生もおりますので、いわゆる釧路市、それから釧路町を含めて、そちらの方から通われている先生が47名という数字になってございます。

それで、学校別にということでございますけれども、市街地の中心4校で申しますと、厚岸小、中学校の方につきましては、町内在住が29名、町外から通われている方が7名ということでございます。それから、真龍小学校、中学校、こちらで申し上げます。小・中合わせまして、町内に居住が31名、町外からの通勤が10名という形になってございます。あとはそれぞれ地域によって違って来るわけですけども、どうしても釧路に近い、釧路の通勤圏というような部分では、学校地域によってはおおむね半分が通勤というような状況が生じてございます。

委員長 9番。

9 番 これはもう一つは毎日通われているようですか、もう一つは単身赴任してこちらに月曜から土曜までいて、土曜日の晩方お帰りになっているような、毎日通っている割合ではこの辺どうなんでしょう。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 ただいま町外からという部分につきましては、この方々は毎日通っていただいているということでございます。

委 員 長 9 番。 9 番 それはこっちへ来ても住宅が余り総じてよくないと、教職員住宅は総じてよくないと、したがってこの住宅で厚岸にいたいんだけれども、釧路の方の家の方がいいから帰るわという形で向こうに住宅を求めているのか。やはり田舎へ来たくないと、都会で暮らした方がいいわいと、こういうのでそういうふうな関係になるんですか、どう判断なさっておられますか。

委 員 長 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 先ほど町外から通われている方は55名というふうに数字を申しあげましたけれども、いわゆる居住環境の部分で申しあげますと、公宅先ほど言いましたように浜中だと標茶の教員住宅に入られているという方が4名ございます。そのほか自宅、要するに自分の持ち家を持っているという方が33名ということで、半分以上が自宅をお持ちになっているという事情がございます。借家というのが18名ございますけれども、町内でも自宅、あるいは借家というのが4名ございまして、そういう面から申しますと、自分の自宅を持っているというような部分が大きな部分かなということも言えますけれども、一方で借家に入られているという方も町内にもございまして、教員住宅の部分については整備も必要だなというふうな押さえ方でおります。

9 番 いろいろ今の世の中で勤務があれだとか、あるいはそれは憲法で自由だとか、いろいろあるでしょうが、本当は望ましいのは子供たちと一緒にあって、土曜日の夕方も日曜日も勉強できない子供たちちょっと来いと、ちょっと一緒に勉強しようじゃないか、あるいは天気がよかったら、一緒に原っぱに行って野球をやってもいいし、川へ行つて魚を釣ってもいいじゃないか、しかつてもいい、なぐつてもいい、生徒はぐれないですわね、平均。

そういうのが今の時代にしつかりなぐる、そうだななんてあんた言いたくても言えないですから、それはわかっているんですから、そういう返事は私は求めません。しかし、私はあえて言います。決してなぐることはいいというわけじゃありませんよ。しかし、そのぐらいでも例がたくさんあります。私もなぐられた。私の3倍なぐられた子もいたしますけれども、全部ぐれておりませんわ。同級生のcm晶君はしつかりしているからなぐられてございませぬ。塚田君もなぐられない方だったけれ

ども、私は結構なぐられました。私より倍も3倍もなぐられたのもおりますけれども、だれもそんな学校へ行ってあらべたりいじめたり、弱い者いじめは絶対しませんでしたな。私の周りにはそんなの何人もいるんだよ。

ところが今はなぐられないでくれるんだものね。それでいじているんだよ。学校は立派になった。教職員もより勉強なさっているでしょうし、教科書もよくなった。教室なんて御殿みたいなもの。各家庭には立派な机と勉強に一生懸命になる父兄がある。勉強を粗末にするような父兄が1人もおらん。そうして、子供はますますすすさんでいる。この辺を直すためには先生方もひとつ頑張ってもらいたいと。外交官でも商社マンでも家へ帰ってくれば仕事しているんだよ。学校の先生だけが土曜、日曜毎日夕方家へ帰って、朝自宅から出てくると、これは何とかならんものですかな。今の何らかの権利に抵触してこれは不可能なのかどうか、その辺の努力してみるつもりがありませんか、どう判断なさっておられますか、この辺ちょっとお伺いしたいです。

委員長 教育長。

教育長 私自身もなぐられたわけではありません。地域に密着した生活をしていただいて、教育に携わっていただくのが一番理想であるというふうに考えます。そして、釧路管内の状況を見ますと、厚岸と白糠が大体似たような釧路から通われている状況にあるようです。逆に申すと浜中まで参りますと、そこに住んでいるという状況がほとんどというか、通勤されている方はいらっしゃらなくなるというふうに伺っています。

ただし、そういう場合に比較的若い先生が多くなってしまいうような実態もございまして、ある意味で経験豊富な優秀な人たちにぜひ多く来ていただきたいというふうな状況を考えたときに、既に釧路市内にご自宅を構えて、なおかつ子供たちが小学校、中学校に通われているというふうな状況を考えると、なかなかそのご家庭を置いて単身でぜひ来てください、あるいは学校を転校されてということにはなかなか難しい状況にあるのかなというふうに思います。

ただ、昔ほどではないですけれども、今でもお子さんたちを転勤地というか、勤務地にお連れになる先生方ももちろんいらっしゃいます。そういう中では、できるだけ居住環境のいい中でそこで生活していただいて、学校に通っていただくというふうな環境を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願



委員長

9 番

いたします。

9 番。

こうやれとか、あるいは命令で絶対に厚岸から出ちゃいかんと、必ず厚岸に住んでいなさいと、こういうことでいろいろ法律がうるさくて、命令やなんかはできないですね。

それらも私もある程度そうでないかと思うんですが、ただ商社マンとか外交官、あれは日本に帰ってきている暇がないんですね。日本に帰ってきている暇がなくて、その仕事の任務をやっている人はいっぱいおりますね。たくさんおります。国内でもそうですね。商社マンなんかはいつもだね。

学校の先生ってええ職業ですな。ちょっと行けば僻地校手当、僻地校手当って結構いいんだそうですな。厚岸では大半僻地校ですね。そうでしょう。上尾幌から尾幌の門静、高知、これは僻地校でしょう。いい環境で教育して、ちょっとドライブして釧路へ帰る。住宅は都会に暮らしたい。自分の子供は都会の学校に上げたい。自分はちょっとドライブに行くと僻地校手当と。高額とも言わなくても相当程度の割り増し所得をいただいて、これは恵まれている商売なんですわ。

彼らに恵まれた商売だということをはっきり彼らも感じているんでしょうが、周囲がそんなものですから、感じている先生も自分でやれないんだね。どうしても悪い方へなびくのが人間の癖で、いい方になびかんのが人間の性なんです。その辺ひとつ先生方に破ってやるように努力していただきたいと思うんですが。

私もずっと悪い餓鬼を育ててきていますからいろいろ悩みが多いんです。私は立派な子供でしたが、餓鬼どもは悪いものですから悩みが多かったので、よく学校に関心を持っておりましたが、ぐれる子供たちの生徒のときの直した先生方のタイプと学校の中で荒れててもさっぱり無事故で、しっかり管理しておりますというご答弁をするタイプと2種類あるんでございます。

事件があっても内部に伏せて、問題があっても外に発表しないで、うちは管理体制が万全だからそういうものが一つもないと、いじめもないしあれもないと、不登校もないと、いじめもないと、立派にやっているというところほど大体それは内部が噴火しておりますが、やあやあ困った、おれのところの生徒は餓鬼悪いのがいて、こいつ片づけるのにおれはひどい目に遭ったと、いざというときは警察も頼むぞというようなところの生徒は割合に静かですな、本当は余りやってない、よくなって

ますわ。そういうタイプを2種類も3種類も長く見てきているんです。

子供の心理学とか学校教育論とか、そういう高度な学問は私は一つも知らんけれども、実際に起きている現象を見て言っているんです。間違いないんだから。人体実験ってありますな。試験してみて間違いないんだから、ですから先生方には、まあ法律違反はわかります。そういうことを命令できないことはわかりますが、そういう情熱を持った先生方をできるだけたくさん見つけてくるか、割合今いる先生もちょっと中の精神構造を変えるように、ひとつ教育委員会の方で努力していただきたいと思いますが。

委員長 教育長。

教育長 ただいま生徒指導について、あるいは学校のあり方についてご意見をいただきました。確かに、生徒指導に当たってなかなか昔のようにいかないではないかという指摘なんですけれども、いわゆる体罰は別にしても、子供を先生たちがどのように見ているかと、ちゃんと自分たちのことを見てくれているかという部分をしっかりと子供たちにわからせる、あるいはそういうふうな姿勢がまず第一に必要なのではないかなというふうに思います。その中で、先輩として経験豊かな先生がいっぱいしゃるところについては、その学校の若い先生たちもそういうのを見習う中で指導が行き届くのかな、そういう意味で優秀な人材、経験豊かな先生をできるだけ多く学校にお招きして、その中でよりよい体制をとっていくということが今後必要であろうというふうに考えておりますし、そのようにしてまいりたいと考えております。

委員長 9番。

9番 それから、先生でおっしゃいましたね。人生経験豊かな先生、学校の勉強も確かに大事で、勉強しに行っているんだから、それが大事だけれども、まず人間として子供を扱う。これは大事ですな。多少こんなものが下手でも別なものですばらしいのがある。野球がうまいのがある。さっぱりだ何やってもだめだが走ったら天下一品もいる。また、私のように歌を歌ったら天才的に上手な人もいる。そのようなもので、その一人一人の特性をつかんで、それをその人間の人格を引き出してやる。それで自分も対になって、その人間と一緒にやる。10の子供も8つの子供も40の先生も一緒にやる。

このようなやり方をしますと、大体子供たちはついてきますな。子供が余りよく

なくてもこれはちゃんとやりますよ。そのように先生方にひとつ徹底して、教育長の立派な人格でもって先生方の教育をして、随分事件ばかり起きますな。新聞、テレビでこのごろ政界の変なことがないときはもっぱら親が殺されたとか兄弟殺したとか、そんなものが出てきた。ここしばらくは政界のことでニュースとして余り出ませんでしたがけれども、そのようなことのないような子供をつくるような学校教育にひとつよろしく努力をお願いしたいと思います。

委員長 教育長。

教育長 ただいま質問者が申されたとおり、個性豊かな人間を育てるとというのが今の教育、生きる力を育てるといふことの一つの目標であろうかと思えます。ただ、今の高校入試、大学問題とか、そのようなものの中で、ゆとりある教育というものがなかなか定着していかない、時数を減らすとどうしても例えばほかの地区よりも学力が落ちて、上の学校に上がりづらいのではないかというような心配がどうしても父母の中に出てくる。

そういう中で、個性を大事にする、あるいはそういうふうないろいろな経験を積みませる。文部省の方でもかなりそういうふうな部分を出してきている中でも、もう一つ学力面に対する不安を払拭できないという中で今回基礎、基本に力を入れるという一つの方向性を出しているのであろうというふうに考えます。当然、厚岸町の中でもそのように個性豊かな人間として見るということは、他人を認める、それが自分を認めるということですから、そういう中でいじめなり何なりというものの撲滅にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。そのようにご理解いただきたいと思えます。

委員長 暫時休憩します。再開は3時半とします。 休憩時刻 15時04分

委員長 委員会を再開いたします。 再開時刻 15時30分  
11番。

11番 教育振興費の中で、この負担金、補助金についてお伺いしたいんですが、教育振興一般、それから町立研究所合わせて去年が計上されているんですけども、それはそれぞれ合わせてみると負担金で9万5,000円、それから補助金で179万円の減になるのではないのかなというふうに思うんですが、研究所の減の大きなものは社会科の副読本の関係が大きいというのはわかるんですが、この負担金の方の大きな

減になった原因は何なんでしょうか。これを見ると教職員の道外視察研修が14万円、これが大きいと思うんですが、それ以外、これも含めて主な減額の理由について説明をお願いいたします。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げます。

19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、13年度の当初予算との比較では666万6,000円でしたので、275万5,000円の減というような形になるかと思えます。

この減額の主な要因でございますけれども、実は13年度につきましては、ご案内のとおり教科書の採択の年でございますので、この教科書採択協議会に対します負担金、これが単年度で79万9,000円まずついてきておりましたその分、それから13年度につきましては、釧路管内の教育研究大会が厚岸町で行われたということで、これに対します開催地としての負担金80万円、それと合わせまして管内の教職員の体育大会、これも厚岸町を会場に行われたということで、これが80万円、これが大きな減になる要因でございます。

なお、ご質問の中にありました職員の道外視察の関係につきましては、負担金につきましては、本年度につきましては1名減、2名の派遣というような予算措置をさせていただいていることを申し添えておきたいと思えます。

委員長 11番。

11番 そうすると、予算の負担金の項目が昨年と違うものですから、きちんと比べようがないんですけれども、前年度より負担金96万5,000円減っているわけでしょう。そして、そのうちの北海道研究所連盟というのが1万5,000円あるんですけれども、教育振興の一般で主に減になっているのは何なんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 負担金、補助金合わせました数字につきましては、先ほど言いました大きな要因といたしまして、負担金では大きな減額というのが先ほど申しましたけれども、教科書採択の協議会、これは釧路管内の町村教育委員会が合同で教科書採択の業務に当たるといってございまして、そちらの負担金が約80万円あります。これが負担金で大きく減になる要因でございます。その他細かな部分で減額等になってきている部分がございます。事業の算定上だとか、そういうような部分でございますけ

れども、今言ったように大きなものとしてはその部分でございます。

一方、補助金でございますけれども、補助金サイドで申しますと、先ほど申しました釧路管内の大会が厚岸町会場で2大会開かれているということで、こちらの方に2大会合わせて160万円というのが非常に大きな部分でございます、これが13年度については単年度生じていたということでございますので、その分が今年度については減少してきているというのが大きな要因でございます。

委員長 11番。

11番 そうすると、補助金で言えば社会科副読本の編集委員会を前年度は164万円見ているわけでしょう。今年は13万円ですよね。そうすると、他の部分では補助金は逆にふえているというふうに見ていいのかな。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 申し上げたいと思います。

町研の方の関係でございますけれども、今の社会科副読本の編集委員会の関係でございますけれども、これにつきましては昨年も本年もいわゆる補助金といたしましてはどちらも13万円でございます。140万円というのは、教育振興費の方のいわゆる印刷製本費、そちらの方で見られておりますので、補助金といたしましては額は変更ございません。

委員長 11番。

11番 そこでもう1点伺いたいんですけども、今度新年度から5日制になっていくということなんですけれども、先生方の資質向上の問題なんですけれども、逆に5日制になることによって、新しい総合学習だとか、いろいろな取り組みを含めると、先生方が非常に大変になるのではないのかなと、そういう中で研究所の活動が当初考えているような方向できちんと運営できていくのかどうなのか、今研究所の所員というのは何人ぐらいいて、各部会があるんですけども、その参加率というのはどういうふうになっているのでしょうか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げたいと思います。

町立研究所の所員でございますけれども、現在所員は14名ということです。そのほかそれぞれ補助金の中にありますけれども、研究部会、委員会がございまして、そちらの方でおおむね12名ですね。それから、部によっては7名というような12名

から7名の範囲内での部の割り当てがされてございます。

それで、参加率ということでございますけれども、詳しいデータとしては私は持ち合わせてございませんけれども、先般教育研究所の運営委員会がございまして、そうした中で聞いている部分においては、おおむね参加いただいているのかなというとらえ方でおります。

委員長 11番。

11番 研究所の部会の問題ですけれども、結果的には部会をきちんとそれぞれ設けていきたいということでやっておりますし、それぞれの担当も張りついているんですけども、中には時々事情だとか参加される先生が多かったり少なかったりということで、廃部したり統合したり、いろいろしてきているわけでしょう。その流れみたいなのがきちんと反映されないとだめではないのかなというふうに思うんですよ。そういう実態をつかまえているのかどうなのかということなんですよ。

それで、成り立たない部があるのであれば、問題点をどうやって解決するか。今は完全5日制になってきて、子供も非常に不安に思うだろうし、当然父母の方々も5日制で大丈夫なんだろうかという声が聞かれるわけですよ。そして、このごろ新聞報道等によれば、土曜日の補習を認めるとか認めないとか、そういう話まで今なっているわけでしょう。そういう中で、先生方が本当に研究所の活動に取り組めるような体制ができていくのかどうか、今までの実績と含めて新年度どうしていくのかということが非常に大事ではないのかなということ言えば、おおむねという言葉では私は納得できません。

委員長 教育委員会管理課長。

教委  
管理課長 お答え申し上げたいと思います。

この町研組織のあり方という部分については、町研内部でもいろいろ検討がされてきてございます。部会においては、それぞれ研究部であるとか調査部であるとか、それから今で言う情報教育の関係、それから実際の行事を進めていく上での体育、あるいは文化の部会だとか、こういった部分がございまして。

実は14年度の取り組みの体制につきましては、今学校それぞれにおきましても、いわゆる子供たちが少なくなってくる、学級数も減ってくる、当然教員の数も少なくなってくるという実態がございまして、そういった中で例えば所員の数についても1校から2名出ている代表校については1名体制で今度は臨むというようなこと

から、所員が14名から12名体制で新しい執行体制をつくっていくというようなことで、例えば研究の部会におきまして、小規模校でありますと部会にそれぞれ全部に出ていくということになりますと、それで先生の数が足りなくなってしまうというような事情もありまして、集中して任せた部分といたしまして、例えばこの部分であれば大規模校において中心になって研究をすべきでないだろうか、こういうようなことから、それぞれの張りつけの部員の見直し等も行われてございます。

申しますと、例えば情報教育研究委員につきましては12名から5名、副読本につきましてはそのまま11名、それから体育行事の関係につきましては12名から9名、重立ったところでいきますと今の所員が14から12、情報教育研究員が12から5に変わる。それから、体育実行委員の方から12名から9名に変わるというようなことで、それぞれの担当人員が少なくなった上で責任を持ちながら授業を進めていくという新しい体制で新年度臨むということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

11番。

11番

それで、結果的にまた人数を減らしていくことによって、それによって過重負担になってもまた困るんですね。あるいは十分な部員を確保することができないことによって、一方的な考え方に偏ってもまた困るし、一定の人数が必要ではないのかなというふうに思うんですけども、そういう点では日常の学校業務と研究所の活動とが両立するような体制をとっていかねばならないのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことを考えると、先生方の参加率だとか、そういうものもきちんと把握した上で、過重な負担にならないような体制もとっていただかなければ困ると思うんですよ。それでなくても先ほども出ておりましたけれども、学校内は大変な状況に今あるわけですから、その辺の実情をつかまえてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

この町立教育研究所におきます取り組みはそれぞれ共同した研究をテーマといたしまして出しまして、それぞれをそれぞれの学校の教育に生かしていくという上で非常に大事なものというふうに認識しておりますし、町立研究所においてもそういう目的に沿った形で事業が進められてきてございます。この人員の配置、それから研究のテーマ、中身、取り組みというものにつきましては、研究所の所員が自主性

を持った中で選択し、組み立て、やってきているわけでございますけれども、なおこの町立研究所の運営に当たりましては、教育委員会といたしましてもその辺の事情を十分把握しながら、支援といいたしめようか、バックアップ体制の方に入ってもらいたいと、心してもらいたいというふうに考えております。

ご理解いただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

10番。

10番 全般にかかわることなので、教育振興費のところをお願いします。

教育長は教育行政執行方針の方針の中で、学校教育に関してなんです、学校教育を充実させるんだと、そのためにはと3つの重点項目をまず総論的におっしゃって、一つは完全学校週5日制への対応であり、2つは公開と外部評価による学校教育の充実、3つ目には豊かな心の育成であると、こういうふうに言っている。

それで、まず週5日制に関してはいろいろと議論も出てましたので、公開と外部評価というところからちょっとお聞きするんですが、どういうことをやるかということもちょっと書かれています、それによると広く保護者や地域住民に研究の成果を発表したり、これはいわゆる研究指定校というような例ですね。その成果に対する外部からの評価を得るなどの取り組みを充実させていく。それから、もう一つは学校評議員制度の導入を目指す、というふうに聞いています。今日か昨日の新聞でどこか割とこの近くの町でこういう制度を取り入れることに決定したんですかね、何かそういうような記事もちらっと出ておりました。そのことが主題ではないですから、それで、この内容についてももう少しわかるように説明をしていただきたい。

委員長 教育長。

教育長 ただいまご質問のありました公開と外部評価についてご説明を申し上げます。

まず、開かれた学校ということについて言いますと、平成10年度に中教審において今後の地方教育行政のあり方についてという中で、この学校評議員制度というのが提唱されました。それを受けて、平成12年の1月に通知がなされ、平成12年4月に学校教育法施行規則が改正されて発効したという経緯がございます。これを受けて、平成13年度、これは業界紙の記事ですけども、道内で13市町村が平成13



年度に実施しているというような状況です。

管内的に申しますと、先ほど質問者のご指摘のあったのは白糠ではなかったかなと思うんですが、白糠が規則改正をして平成14年度から導入するという方向を出しております。それと、釧路市がモデル事業として、ですから試行という形だったかなと思うんですが、平成13年度から実施したというような経過がございます。

それで、内容でございますけれども、開かれた学校といったときに、初期のころには学校開放なり施設開放なりのハードを開放するという意味が大きかったのかなというふうに思うわけです。ところが今般言われます説明責任という問題、情報公開という問題、もろもろの中からも学校自体の運営に対しても地域に理解されなければいけないだろうというふうな考え方が主流になってきて、その中で当然学校だより、PTAだよりの中でもどのような学校が経営をするんです。どういうふうな教育をするんですということを学校側が初期の段階ではPTAにちゃんと理解を求め、理解される中で運営していきなさいという方向になってきたんだろうというふうに思います。

その流れの中で、PTAだけじゃなくて地域の重要な教育機関としての学校が地域に対しても説明責任があるだろうという中で学校運営について内容を聞き、意見を述べるというのが第1点、もう1点は学校の教育活動に対して計画についてもアイデアを提供してもらおうということで、学校長の求めに応じてそのような意見を述べたり、アイデアを提供したりというふうな趣旨のものでございます。

今年度というか、白糠でもそうなんですけれども、この間の前回の議会のときにお話ししたとおり、例えば小さい小規模校にあっては評議員制度が必要だろうかという議論はほかの地域でもされております。というのは、既にその地域の生徒、児童がいらっしゃらない方も積極的に参加されている実績を持っているわけですから、そういう中で改めてこの評議員制度を導入するまでもないだろうというふうなことがございまして、比較的市街地にある学校に設置するという傾向が強いように感じておりますし、来年度に厚岸町におきましても、大規模校4つの中からできれば2校かそれ以上、学校の希望によってはもうちょっとふやせるかなというふうにも思っております、そのような形でこの学校評議員制度を導入していきたい。もちろんこの部分については、学校長の推薦というふうな部分も一つ考えてありまして、学校の自主性というか、説明責任を果たす中で学校の自主性を高めていくというの

も一つのねらいになるのかなというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 前からよく言われるんですよね。学校というのは塀が高く屋根がないとよく言われるんですよね。周り、要するに水平方向からは何も入ってこない。しかし、屋根がないから上からは何ぼでも入ってくる。それが学校というものだということ言う人もいますよ。そういうものではなくて、地域の中で存立する学校というものをつくっていくんだというのが本来の学校の開放という意味だろうと思うんですよね。

ところがえてして学校開放というと、今、教育長がおっしゃってたように、校庭を放課後地域の人に使わせてやるのが学校開放だというようなレベルでとらえるし、またそういう風潮が特に関係者の中には強いように思われるんですよ。そういう中でもってこういう評議員制度というようなものをつくっていくということは、ある意味で大変によく言うと画期的だし、早く言うと相当ぎゃくしゃくもするであろうことは予想されますよね。

それから、だれしも自分のやっていることを批判されるような、耳障りなことを言われるのは嫌ですから、だけれども、自分のやっていることがみんなにわかって、いろいろにほめ言葉だけじゃない、いろいろな評価を得ることがよりよいものをつくっていく上に非常に大事だと、そういうふうに思うんですよね。それで、今のお話はよくわかりましたが、この学校評議員というようなものをどのようにして選んで決めていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

委員長 教育長。

教育長 基本的には、先ほど答弁いたしましたとおり、学校長の推薦というのが一つの形として決められております。ただ、その地域のことについて、学校長が一番詳しいかといとなかなか難しい部分があります。そういう観点から言うと、教育委員会の方と協議の上で決めていきたい。そして、その中には教育に対して非常に熱心な方、これは僕たちも地域の方とお話する中でたくさんいらっしゃいますし、そういう方たちを見ている中でぜひそういう中に入っていきたいというふうに考えている方もいらっしゃいますので、その辺を学校長と協議の上推薦していきたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 | それから、その前に研究指定校において、成果に対する外部からの評価を得るなどの取り組み云々とありますが、こちらの方は具体的にはどんなことを考えているんでしょうか。

委員長 | 指導室長。

指導室長 | 指定校につきましては、毎年本町では2校ずつ指定校を設けてきていて、これまでは先生方を対象にした研究発表というようなことが多かったわけですが、昨年度からそれをもっとより子弟を学校に送っている親、あるいは地域の方たちに学校の取り組みの状況を見ていただくと、そういうような形での公開研究ということで、昨年度真龍小学校の方で実施してございます。

そんな中で、具体的にはそれぞれの学校の取り組みになることかと思うんですけども、これまでは研究が終わった後の研究協議等というのも先生方が対象というような形で行われてきたわけですが、そういった中に今後は父母でありましたり、あるいは地域の方々、こういった方たちを入れて、一緒に研究内容、あるいは学校の事情等について話し合いを持つような、そういうような形でそれぞれの学校に工夫をいただくと、そういうようなことで考えております。

委員長 | 10番。

10番 | それから、別のことをお聞きしますが、生徒指導についてスクールカウンセラーという制度が今年導入されると、それから今までありました心の教室相談員の活用も図っていくと、だからスクールカウンセラーというのと心の教室相談員というのは、これは別なものです。いろいろな話が耳に入りますが、心の教育相談員というのが今年度になってから非常に成果を上げ出しているというような話もちょうほに耳にしておりますので、このあたりも含めて心の教室相談員の活動と、それから今年度どのような形で行われていくのか、またスクールカウンセラーというものは、これはどんなものなのか、お知らせいただきたい。

委員長 | 教育委員会管理課長。

教委管理課長 | 心の教室相談員、それからスクールカウンセラーの関係でございますけれども、まず心の教室相談員の役割、持っている任務という部分につきましては、これまでも議会でも説明もさせていただいておりましたけれども、基本的には生徒の悩み相談ということ、あるいは話し相手になるというのが主な仕事でございます。そうしたものを通しまして、子供たちの悩みだとか、そういう話し合いの中から、子供た

ちの考えていることを拾い出して、それを学校との連携の中で生徒指導等にも役立てていこうということでございます。

おっしゃられるように、本年に入りまして心の教室相談員は現在厚岸中学校と、それから真龍中学校、それぞれ別の方が入っていただいておりますけれども、非常に積極的に取り組んでおりまして、受け身の方ではなくて、みずから声をかけていくという中で、いろいろな子供たちの接し方をさせていただいているということで、学校側の方におきましても非常に評価をいただいているというふうな状況でございます。

一方、14年度、新年度でございますけれども、教育局の方から今国が進めておりますスクールカウンセラー、このスクールカウンセラーの制度でございますけれども、これは今度は教育現場の方にいわゆる専門家、臨床心理士であるとか精神科医の医師であるとか、そういうようなカウンセリングの専門家でございますけれども、こういった方々が入りまして、実際の児童・生徒へのカウンセリング、それから教職員、それから保護者に対しますそういう助言、カウンセリング指導もでございます。

ただ、運用の中では児童・生徒のみならず、そこに携わっている、教育現場に携わっている教員そのもののカウンセリングもあわせてやっていくというようなことで、実は14年度につきましては、これまで釧路市のみであった制度が拡大されてきてまして、厚岸町の方でも希望いたしまして、管内では釧路市と厚岸町が14年度対象校ということに相なっております。

それで、厚岸町の体制でございますけれども、厚岸中学校に拠点校といたしまして配置になります。ただ、14年度から拠点校方式ということなんですが、その学校だけでなく、対象校といたしまして厚岸小学校、それから尾幌小、中学校が入ります。時間につきましては、週に10時間程度というようなことでございます。ただ、今拠点校、対象校合わせまして3校でございますけれども、実際は運用上におきましては他の学校においてどうしてもスクールカウンセラーの助言、あるいは指導をいただきたいという部分については、拠点校であるとか対象校であるとかということにとらわれず、逐次必要に応じてそれぞれで指導をいただくというような体制になるわけでございます。

実はこのスクールカウンセラーが入ったことによりまして、厚岸中学校では残念ながら今の国の制度の中では心の教室相談員、それからスクールカウンセラーのど

ちらでも選択ということに相なります。したがって、厚岸中学校におきましては、学校の強い希望もありまして、スクールカウンセラーの配置、それから真龍中学校につきましては、従来どおり心の教室相談員が配置というふうになります。ただ、先ほども言いましたように、真龍中学校におきましても、このスクールカウンセラーの活用の対象にはなり得るということでご理解をいただきたいと思います。

なお、このスクールカウンセラーの経費でございますけれども、これらにつきましてはすべて道費をもってスクールカウンセラーになられた方の経費を直接支払いになるというような形になりますので、私どもの町の予算の形では出てまいりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 10番。

10番 カウンセリングの専門家、そういう専門家が入ることですから、それが週10時間ですね。効果を上げると大いに結構だろうと思いますので、効果を期待することなんですが、そうしますと現在心の教室相談員が2名いますね。今のお話は1人は厚中に置いておくことができないということなんですね。その方が今度別の学校の方に移られるんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 心の教室相談員につきましては、今厚岸中学校に行っている方でございますけれども、結局心の教室相談員としての事業がなくなりますので、そういった形になりますと、今の2名体制から1名体制で14年度は行うという形に相なります。

委員長 他にございませんか。

なければ進めます。

4目教員住宅費。

11番。

11番 今年度太田中学校だったかな、教員住宅が予定されていますけれども、そのほかに公立学校共済組合で梅香と宮園にそれぞれ1戸ずつ予定されているんですが、今この実施計画で3カ年の計画が示されているんですが、括弧で16年度になっているんですが、その後のまだ不足している教員住宅というのは僻地で言えばあと何戸、市街地の教員住宅であればあと何戸これ以外に必要なってくるのか、ちょっとお知らせいただきたいんですが。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

まず、僻地の教員住宅ですけれども、本年度は太田の方に1戸と、共済住宅については2戸ということで進めるようになってございます。予定でございます。

それで、まず僻地教員住宅の関係でございますけれども、実は13年度におきましても2戸予定しておりましたけれども、結果として1戸の事業というような形になってきてございます。これにつきましては、今不足しているからふやしていくということではなくて、老朽化している僻地の住宅を更新していくというような考え方の中で進めてきている事業でございます。そういう意味からしますとまだ古い住宅は結構ございますので、当分続けていかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、事業の実施、これは補助事業でございます。いわゆる教員住宅につくった方がいいんですが、全体としてその地域で空き家といえましょうか、そういうのが生ずるようなことであります。補助住宅、補助金を得た住宅の建設が難しいというような事情もございます。

そういった中で、昨年もそうなんですけれども、先ほども議論になりましたけれども、なかなかいろいろな事情の中で配置になった教員の方がその住宅にといいましょうか、その地区に住まわれないというような事情もございます。そういったことも見据えながら、この事業は進めていかなければならないなというふうに思っております。ただ、教員の場合も異動がございますので、その辺が非常に不透明な部分がありますけれども、計画上におきましては、そういった中で毎年1戸ずつの計画を進めていきたいという方針で考えてございます。

それから、共済住宅、町中の住宅についてでございますけれども、これも非常に老朽化している住宅がございます。そういった中で、ここしばらく毎年2戸ずつの更新という形で進んできておりますけれども、まだまだ古い住宅、手をかけていかなければならない築後25年程度たっている住宅がございます。2戸で果たして追いついていくのかなというような部分もございますけれども、この辺につきましては町長部局の方とも計画の中で煮詰めながら、少しでも改善、あるいは補修等に努めながら、住宅環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

委 員 長

11番。

1 1 番

今予定されている教員住宅は大体異動等があってもそう空き家になるということが心配ないというか、そういう考えで更新しているのではないのかなというふうに

思うんですよね。

それで、前から言ってますけれども、住むに耐えられないような住宅が依然としてあって、それに入って頑張っている先生がいるわけでしょう。地域に張りついて頑張っている先生の住宅を最優先で考えてやるのが本当ではないのかなというふうに思うんですよ。それで、以前は断熱材が入っていない住宅は1戸もなくなりましたと言いつつも、まだ依然としてあるわけでしょう。そういう住宅こそ早くやるべきではないのかなというふうに思うんですよ。

そうすると、これは上尾幌小、中学校を来年、再来年は予定されているわけですが、それらの例えば厚静小学校だとか、そういうところにひどい住宅があるにもかかわらず、住んでいるわけでしょう。そうすると、そういう住宅をどうするのかということが見えてこないと思うんですよね。

あと以前共済住宅を一時置いておいて、住宅供給公社、そちらでの建てかえも随分進めましたよね。これについては今後考えていないのでしょうか。

委員長  
教委  
管理課長

教育委員会管理課長。

住宅関係につきましては、厚生文教の常任委員会の現地調査等におきましてもいろいろ現実に見ていただいて、ご指摘等もいただいております。私どもの方も補修の中でもできる限りの部分は進めてまいりたいなというふうに思っておりますけれども、基本的にかなり古くなってきた部分については建てかえでいかなければ難しいであろうというふうの一つの考え方として持っております。そういった部分で今後配慮をしてみたいなと考えてございます。

それから、共済住宅と住宅供給公社の住宅の関係でございますけれども、住宅供給公社の部分につきましては、過去2年ほどさせていただいたというふうに思いますけれども、共済住宅についてはいわゆる償還といいたいでしょうか、払ってくる部分については10年間、それから住宅供給公社については25年間だったと思います。25年間と非常に長期にわたるわけでございますけれども、これらにつきましては当然財政的な部分での考え方もございますし、一方では共済住宅の方になりますと、いわゆる教職員の共済組合員が入るのが基本というふうになります。供給公社の方についてはそういった制限がないという部分もございまして、そういった中で住宅供給公社を選んだ部分もございまして、今後におきましてはそういうような財政的な部分、こういった部分も町の方と調整しながら選択をしてみたいなと、

委員 長 | このように考えております。

委員 長 | 11番。

1 1 番 | 今の説明でわかるんですけども、現実にはひどい教員住宅に入っているわけでしょう。一般的に考えたらとても住めるような住宅でないところに先生方が頑張っているわけですよ。それで、それに対して修繕もこの計画でいくとあと3年先はないわけですから、今のところ見えないわけですから、果たしてその住宅に行くのかどうなのかということも現実に見えないわけですよ。そうすれば、その間はどうすればいいのか、家賃を安くしてやるわけでもなければ、燃料は余計かかるわけだし、そうすればそれなりの対応を考えなきゃならないのではないのかなというふうに思うんですよ。

委員 長 | それから、市街地の住宅については、当分は供給公社の方の住宅は考えてないということですか。

委員 長 | 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 | 住宅環境の整備の関係、確かに古い住宅がたくさんありまして、なかなか単年度で短い期間で手をかけられないという事情はご理解いただけるかなというふうに思いますけれども、当然住んでいくわけですから、その辺について手のかけられる範囲内において、そういった部分については配慮してまいりたいなど、細かな修繕等について配慮してまいりたいなど、このように考えております。

委員 長 | それから、一般の僻地住宅以外の住宅、これらについては現在のところ私どもの方の考えといたしましては、共済住宅での計画で進めてまいりたいなど、このように考えております。

委員 長 | 他にありませんか。

委員 長 | なければ進めます。

委員 長 | 5目就学奨励費。

委員 長 | 3番。

3 番 | これは奨学基金の関係ですよ。

教 委  
管理課長 | 就学奨励費につきましては、そういうことです。基金の関係でございます。

3 番 | この予算はどういう予算なんですか。

委員 長 | 教育委員会管理課長。



教 委  
管理課長 | この5項の就学奨励費でございますけれども、予算書の299ページでございますけれども、まず事業別に分かれていまして、就学審議会、こちらにつきましては、申請に基づきまして奨学金の貸し付け決定を行う審議をする経費でございます、委員報酬、それから委員さんの費用弁償というような内容になってございまして、次の就学奨励計上となっておりますけれども、これにつきましては、この就学奨励費の基金に対します積立金でございます。昨年まで毎年200万円ずつの基金積み立てをしてきて貸し付け要望にこたえてきてまいりました。今年度につきましては、積立金2,000円ということございまして、これは利息分だけ見ているという内容のものでございます。

委 員 長 | 3番。

3 番 | 13年度の貸し付け。

委 員 長 | 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 | お答え申し上げます。  
13年度中におきましては、新規、継続含めまして貸付金の総額が300万3,000円という実績でございます。

委 員 長 | 3番。

3 番 | ご承知のように、国は育英会はやめるんだというふうな方針ですよ。そういう中で、今のような状況の世の中ですから、大変な状況があるわけなんです、奨学金の貸し付けについて、内容をもっと充実させるとか、金額をふやすとかということは考えておられますか。

委 員 長 | 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 | この奨学金の貸し付けの関係でございますけれども、たしか12年度からだと思えますけれども、いわゆる償還期間6年から10年とすべて10年というふうに制度の改正は行っております。いわゆる返済の軽減化を図るというようなことから行っておりますけれども、現在のところこの貸付額についてアップするというようなことまでの14年度につきましては、そういう体制にはなってございません。

委 員 長 | 3番。

3 番 | 逆に積み立てをしないということなんでしょう。

委 員 長 | 教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長 | この積み立てをしない背景について申し上げたいと思いますけれども、大体今ま

でのこの貸し付けの実績を見ますと、多い年で先ほど言いましたように単年度 500万円程度の貸し付けと、少ない年になりますと 200万円台というようなことでございます。実は現在昨年の積み立てで貸し付けができる14年度につきましては、その額についておおむね 500万円がこの積み立てがなくとも見込めると、今現在貸し付け実行できる額につきましては、そういう見込みが立ちましたので、14年度につきましては、年度当初におきましてこの積み立て部分について計上しなかったと、こういうような状況でございます。

なお、今後この貸し付けの状況におきまして、必要になってきた場合、貸し付けの申請実態に応じまして、また町長部局の方に相談しながら予算化をしてみたいなど、このように考えております。

委員長 他にございませんか。

なければ進めます。

6目スクールバス管理費、2項小学校費、1目学校運営費。

10番。

10番 委員長、申しわけありません。中学校と両方にちょっと重なるんですけれども、全体の学校運営ということで。

委員長 了解しました。

10番 去年からでしたか、ちょっと私も余り詳しくないんですが、総合的な学習の時間というものが我々の耳にもよく入ってくるようになりました。それで、これもいろいろな話が入ってきて、文部省で総合的な学習の時間ということで各学校のそれぞれのいわば自主性に任せて、そしてその地域やそういうものをやりなさいと言っていたかと思うと、メニューをつくって英語をやったらどうですかとか、何とかをやったらどうですかというようなものを出してきてみたり、何かちょっとようわからんところもあるんですが、そういういろいろな雑音的なものに惑わされないで、総合学習の時間というものをそれぞれその学校、その学校が持っている実態に応じて、特色あるものにしていきたいという趣旨のことが今回の教育長の教育行政報告の中で言われていまして、大変いいなと思っているんですが、これについて具体的に教育委員会の側から各学校に対して支援を行っていかうということだろうと思うんですけれども、現在具体的にどのような形でどのような支援体制に入ろうとしているのかについてご説明をいただきたいんです。



委員 長

教育委員会管理課長。

教 委  
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

実はこの総合的な学習ということで、これを進めるためには当然経費がかかるということで、実は13年度から新たに学校配当予算の中に総合的な学習に係る分というようなことの配当予算上の計算式でございますけれども、そういった中での上積みも若干でございますけれども、させていただいております。

ただ、私どもの考えております総合的な学習というのは、それぞれ今おっしゃられるように、学校においてそれぞれの特色ある取り組みがされるということで、学校側の方からよく要望を出されているのが、外に出る機会が多くなるということで、いわゆる足の確保と、車の確保という部分について要請を受けてございます。そういった部分につきましては、今の私どもの方のスクールバス、これの有効な運行等において、学校要望にできるだけいいまいしょうか、学校要望にこたえるように調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

もう1点でございますけれども、総合的な学習を進めていく中身でございますけれども、中身によっては地域におりますいろいろな人材、そういった方々を講師に招いたり、あるいは技術指導をしていただいたりというような部分があるかと思っております。そういった部分については、生涯学習課の方の持っている地域の先生といえまいしょうか、そういう人材等を活用しながら、学校教育の方にも総合的な学習の指導の方にも役立てていただきたいということで、学校の方にもお話をさせていただいております。そういうような物的な部分、それから人的な部分での支援の方に入っていきたいなというふうに考えております。

委員 長

10番。

10 番

お話はわかりました。

まず、一つは何をやるんでも先立つものということで、そういう予算面での裏づけをしていこう、それから送迎やいろいろなところでの今の言い方で言うといわばハード的というんですか、そういう部分でも手当てしましょう。それから、具体的な中身については、いわば各学校が何かをやろうとするときの原資となるとでもいいますか、材料となるというか、そういうものについて教育委員会の方でいろいろと例えば人的な資源について、こういう人がいて、こういうようなものを持ってますよというようなところをまず紹介しますというか、そういう話ですね。

昨日あたりちょっとテレビを見てますと、再放送だったようですが、NHKでこれなんかは恐らく総合学習というようなものを見越しての番組なんだろうと思うんですが、それぞれ各界の第一人者になっている特色のある方が自分の生まれ故郷の学校に行って、自分の専門分野のことを子供たちにいろいろな形で指導すると、昨日は何か五重の塔を建てる有名な大工さんの棟梁が昔の人がどうやって芯柱を建てたのかということをお子たちと一緒にやってみるとというのがちょっとありまして、見てたんですけども、何も五重の塔を建てろという意味じゃないですよ。

そういうような社会の中でそれぞれ持っているそういう専門家としてのいろいろな経験や資質や物の考え方、そういうものを学校に招いて子供たちと一緒に、子供たちに吸収してもらおうというのも総合学習の一つのあり方ではあるというふうには思いますよね。少なくとも町内にいらっしゃるいろいろなそういう専門的なものを持っている方をまず利用させてもらおうというような支援を今やるということなんです。そのほかには何か考えていらっしゃいますか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 ご案内のとおり、平成14年度から新学習要領スタートでございますけれども、これまでの移行期間の中でそれぞれの学校で総合的な学習の取り組みがされてきてございます。これが100%のものということではなく、これからの総合的な学習に取り組んでいくためのいわゆるステップだというところの中でもって進めてまいってきておりますけれども、今のところ私どもの方でとらえている部分においては、それぞれの学校、地域において特色あるといいましようか、その学校、学校において考え、あるいは子供たちの意見を取り入れながら考えと、こういうようなことでやってきておりますけれども、教育委員会の考え方といたしましては、そういう学校、地域性といいましようか、学校における取り組みというような部分を重視しながら、そういった支援の方にできやすいような環境づくり支援の方に回ってまいりたいなど、このような考え方でおります。

委員長 10番。

10番 こういう問題を見ると、教育委員会の役割というのが非常に明確に浮かんでくるような気が私はするんです。教育委員会というのは、えてして管理人小屋になってしまうんですけども、そうじゃなくてサポートセンターでなきゃだめなんですよね。ですから、それぞれの学校がこういうことをやりたいなど、あるいは何かこう

というようなものなだけどなというようなものがあつたときにそれを明確にし、何をやるかということのための資料、あるいはこういうところに行って聞くともっとわかりますよというような情報、そういうものをどんどん提供する場であつてほしいと思いますので、こういう新しい制度がうまく実を結ぶかどうかはまさにそういう視点と、それから現場と教育委員会の緊密な協力関係だろう、そういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つ教育長の教育行政執行方針の中で、体育や健康に関する指導ということをおっしゃってますね。そこで、今日のもろもろの諸問題の指導の充実を図るため、健やか親子健康日本21の厚岸町計画と連動し、一人一人が云々と、こういうふうに言ってます。教育委員会側としては、健やか親子健康日本21厚岸町計画に対してどういう問題から、あるいはどういう部分から、どういう形で連携していこうというふうに考えていらっしゃるのか、その点についてお聞きしたいです。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

この厚岸町版の健康健やか親子の計画でございますけれども、こういった計画づくりの中に当然私ども教育委員会も市内のプロジェクトの中に関係機関として入っております。教育委員会の考え方で基本的な考え方を申しますと、学校におきますいわゆる児童・生徒、こういった成長過程におきます習慣を身につけるという意味から、非常に大事な時期であろうという考え方に立っております。これらにつきましては、保健福祉課等々とお話もさせていただいておりますけれども、同じような考え方の中で来ております。

ただ、これまでどうであったかという、なかなか縦割りという部分から払拭ができないといひましようか、そういうような部分がございますけれども、これからは連携した中身の中でいかなければならないだろう、そういうふうを考えております。特に情報の伝達、それから先ほども申しましたけれども、いわゆる町内にあります人材の活用というようなことを通じながら、学校で保健体育であるとか家庭科であるとかというような既に学習指導要領にあります教科の中にそういった健康づくり、こういった部分に関連するものも当然出てまいりますけれども、そういったものも頭に置きながら全体的に流れとして町の政策といひましようか、ずっと体系的といひましようか、連動したような形での教育を進めていかなければならない

なというふうを考えておりました、実際の進め方につきましては、保健福祉課と十分連携をとりながら、あるいは教育現場の方との協議も十分進めながら組み立ててまいりたいなど、このように考えております。

委員長

10番。

10番

健やか親子健康日本21のところでも議論が出てますので、余り時間を取る気はありません。

それで、一つは年齢的な輪切りという形で人の一生を考えて健康づくりをしているという発想ですから、そうなるとう当然今までは何歳までは福祉課で何歳からは教育委員会だよというふうにここで同じ人がすぼんと分かれてしまうということではうまくないという形が一つあると思います。

もう一つはそれぞれの面で、例えば乳幼児なら乳幼児を担当している保健婦さんはそこに非常に詳しいし、それから学童になるというと教育委員会は非常に大きなノウハウを持っていると思うんですね。そういうものをお互いにうまく融合させながら持っていかなければならないというような意味で、この連携というか、協働といいますか、そういうことが非常に大事だろうと思います。

その上で、今の担当課長さんのお話の中で、要するに子供たちの健康づくりのために情報の伝達、人材の確保というようなことをより緊密にやっていきたいという話だったんですが、そういうような中で学校薬剤師というのはこういう連携、協働していく中ではどのように位置づけてますか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委  
管理課長

学校薬剤師につきましては、基本的に学校生活におきます児童・生徒が安全な環境、こういったものの中で生活できるようにというようなことで、点検等を含めましていろいろ助言をいただいているというところでございます。

この健康づくりを進めていく上で、当然学校薬剤師の方は今現在いろいろな例えば衛生関係から含めまして、学校の外周部に至るまで点検をいただいております。そういったことを通しまして、環境全般にわたるいろいろな意見、指示等もいただきながら取り組んでいるわけでございますけれども、この学校薬剤師を健康づくりの中にどのような形で入ってもらって、どういうふうに進めていくのかという部分につきましては、まだ残念ながら私どもの方の構想の中でこれだというものは持ち合わせてございません。

ただ、これから計画を実行していく上で十分学校側の方とも詰めていかなければならない課題がたくさんございます。そういった中で、先ほども申しましたように、学校医、学校薬剤師、これらの方々とも当然そういう方々の知識、あるいは意見、こういったものも重要なものになってくるという考え方でおりますので、どのような形で入ってくるかという部分につきましては、これからさらに詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても全体が健康づくりにつながってくる施策になるわけでございますので、その辺についてはもう少し詰めさせていただきたいなというふうに考えております。

委員長

10番。

10番

長くやる気はありません。これでやめますけれども、健やか親子健康日本21というのが今町長部局、保健福祉課を中心にして立ち上がろうとしていますね。ところがこれを今度教育委員会サイドの方から見ますと、これの教育委員会版というのが必要なほど大事な施策だろうと思うんですよ。決して保健福祉課の方でこういうのを立ち上げるからつき合ってくれや、ほい来たというようなものではないと、そのように思いますね。教育委員会として同じようなものを教育委員会の立場からつくっていかなくやなんないような、ただどまた教育委員会というのはテリトリーが広いですよ。

それで、今の学校薬剤師というのは、学校医、学校薬剤師、それから学校歯科医、大体3つぐらいになると思うんですが、そのうちでも学校薬剤師というのは非常に範囲が広いんですね。学校保健計画の今点検の話だけなんて言ったけれども、点検は業務のごく一部であって、まずは全体的な保健計画の作成に関与しなきゃならないわけでしょう。そして、それぞれの学校が年間の保健計画をつくったときに、学校薬剤師のいわば検認を受けなきゃならないわけでしょう。前に私は議会で聞いたときには、そういう機能を全く果たしていなかったですよ。その後きちんとされたと思うんです。

そうであるとするならば、学校医も当然ですが、こういう計画の作成の中に当然入ってもらわなければならない重要な部署を占めている機関じゃないですか。今、これも何か聞いていると8割方か9割方でき上がってきているようなこの健やか親子健康日本21計画は詰めの段階に入ったような話を厚生文教常任委員会の方にはいろいろ聞いているんですが、その中で教育委員会がどうしていくのか、まだ考えて



いないということになると、ちょっと教育委員会としてはこういうものに対して非常におくれをとっているのかなというような印象を与えますので、そのあたりはおさおさ怠りないと思いますので、そのあたりをきちんとお答えをいただきたい。

委員長 教育長。

教育長 ただいまのご指摘ですけれども、当然教育委員会の生涯学習自体、人間がどのように幸せに暮らしていくかという意味で言うと、生涯学習のライフステージそれぞれの必要な課題の中に健康づくりの問題は当然含まれておりますし、今の健やか計画が出る前は実は主管課ではなかったかなというほど生涯学習の大きな位置を占める学習であるというふうに考えております。そして、ただいまの学校の問題でございますけれども、当然専門家の方々のご意見を聞きながら、子供たち、あるいは父母の方々の生活習慣等も含めて専門家のご意見を伺う中で計画をつくっていかねばならない部署にありますので、その点含めて早急に対処していきたいというふうに考えております。

委員長 11番。

11番 ここでお伺いしたいのは、一つには真龍小学校の改築問題なんですが、これがまた1年先送りされたんですけれども、この見通しについて具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つお伺いしたいんですが、今回のこの教育行政執行方針を見て思うんですが、先生方に対して研究をしてほしいとか資質の向上だとか、そういうことは盛んに言っておられますけれども、先生方の健康の問題については一生懸命見てみたんですけれども、ないようなものなんです、それについて見解をお伺いをする前に、今小学校、中学校の先生方の中で産前産後の休暇、あるいは育児休業、これを外してこれ以外で長期にわたって休暇をとっておられる先生がいるのか、もしいるとすればそれぞれのくらいいてどういう病気なのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 まず、先に先生方の健康の方から入らせていただきたいと思いますが、執行方針の中に言っていないからと、執行方針の中に押さえて記述がないからといって、決して軽視しているわけではございません、当然児童・生徒の教育指導に当たるといことは、教員もしっかりした健康な体でその指導に当たっていただくという部

分については言うまでもないかなというふうに思っております。そういった中では、教員の定期健康診断であるとか、あるいは人間ドックにかかる部分のいわゆる負担金、こういったものも従来どおり予算化させていただいておりますので、そういった部分では配慮していきたいなというふうに思いますし、また先ほどもちょっと触れましたけれども、14年度から入りますスクールカウンセラー、こういった部分でいわゆるメンタル面での部分、こういった部分でも少しでも役に立ってくるのかなと、このように思いしております。

それから、現在学校の先生で長期休暇ということで産前産後、あるいは育児休暇を除いてということでございますけれども、最近までではもう既に復帰しておりますけれども、ぜんそく、こういった形の中で3カ月間の長期休暇という事例がございます。それから、いわゆるメンタル面、精神面でございますけれども、こういった形の中で現在休暇といいましょうか、療養休暇に入っているという方が1名いらっしゃる。こういうような状況でございます。

それから、真龍小学校の改築の関係でございますけれども、3カ年の計画、第3次の実施計画の中で示させていただいておりますけれども、ローリング、いわゆる見直しの中でこのように位置づけをさせていただいております。計画の概要でございますけれども、15年にまずは学校の現既存施設の耐力度調査が必要となってまいります。これを先行させた上で、翌16年度には実施設計、それから17、18の2カ年で校舎、最終的に19年では体育館、このような計画で現在では19年度までには改築事業を終了させたいというような計画で考えてございます。

以上です。

委員長

11番。

11番

町長の執行方針では、教育委員会と相談して、教育長の方は町長部局と相談してと、お互いに何か責任がどのくらいあるのかなと思わされちゃうんですが、子供たちはほとんど入れかわっていくわけですね。自分たちが学校に行っているうちにぜひ新しい校舎になるのではないかなと密かに期待をして、相当年限がたっているのが真龍小学校だと思います。

それで、以前はうぐいすばりだとか、いろいろ言われまして、何回か大規模改修を進めてきたんですけれども、老朽校舎は老朽校舎なんですよ。直してもすべてがよくなるわけじゃなくて、それ以上に壊れ出すと壊れていくというのが見えていると

現状なんですよ。そういうことで、子供のことが一番大事に考えられなければならないのではないのかなというふうに考えますけれども、これについて町長、教育長の考え方、意気込みを聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、先生方の病気の問題ですけれども、教育現場がいろいろ大変な状況にあるということで、非常に心労の重なる場合もあるのではないのかなと、そういうことが引き金になったのかなというケースも残念ながら以前町内の学校にいて、まだ在職中であつたにもかかわらず、転勤後そのまま休職されて、つい先日亡くなったという話も聞けば、本当に今の学校の教育現場が先生方のそういう精神面、あるいは健康面で本当にフォローするような体制になっているのかどうなのか、あるいは先生方がいろいろな悩みだとか、そういうものを持ったときに、職場の中がきちんとお互いにカバーし合えるような体制になっているのかどうなのか、あるいは教育委員会としてそういう場合には的確な判断がすぐ出せるような体制になっているのかどうなのか、こういうことが非常に試されているのではないのかなというふうに思うんですよね。一人一人のそういう貴重な人材を大事にするのも大事な行政の役割ではないのかなというふうに考えるんですが、その辺についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

委員長 教育長。

教育長 私の方からは教員のメンタル的なサポートについてお答えいたします。

先ほど木村委員さんの方からもご指摘がありましたように、学校の中での先生たちのストレスがいろいろな形で出てきているんだろう、それに対して学校側がどのように対応できるだろうか、あるいは私たちがどのように見つけていくことができるだろうかというのは大変難しい問題だと思います。

ただ、僕らも学校現場の中でどのような問題が起きているか、それは先生だけの中でもいろいろな形で出てきますし、生徒とのいろいろな摩擦なり何なりという中でもいろいろなそういうふうな現象としてあらわれてくるんだろうと、そこら辺を細かいところに目をしっかり向けれる中で対応していかないと見過ごしてしまう、気がつかないうちに取り返しのつかないような精神的な状態になるということも当然あるわけですから、そこら辺含めて学校現場がどのような状態にあるのかというのは、常に教育委員会の方で把握できるように努めてまいりたいと思いますし、実は今年のスクールカウンセラーの件につきましては、本当に教育委員会の方として

も期待している面がございます。

というのは、この間道の方からの説明があったんですけども、ただカウンセラーをするだけではなくて、学校の先生たちに対して、例えば講話をいただく。どういうふうな悩みがあるだろうかといういろいろな形で学校の先生、あるいは父兄、子供たちに対していろいろな講話の形、あるいは相談の形、ただぐあいが悪いから見てもらおうというふうな感覚ではなくて、もっといろいろな形で専門的な知識を指導していただけるのではないかと。活用については、かなり市町村に任せただけというふうな柔軟な制度だというふうには伺っておりますので、ぜひそういう制度も活用する中で万全な形で生徒を指導していただけるように努めてまいりたいというふうに考えます。

真龍小学校の件につきましては、町長の方から答弁いただきます。

委員 長

町長。

町 長

ただいまの質問に対しまして、私の執行方針とも関連いたします。さらには、また財政を持つ町長部局にも関係いたしますので、私から答弁をさせていただきたいと存じます。

真龍小学校につきましては、改築の時期に来ているという認識をいたしております。そのために、第4次厚岸町総合計画の第2次計画の中で明記をされておるわけですが、しかしながら諸情勢の中で耐力調査もしておらなかったとか、いろいろなこともございます。特に財政の関係もあったわけですが、しかしながら皆さん方に発表いたしました第3次計画の中で真龍小学校の施策を考えておるわけです。

先ほど教育委員会の管理課長から答弁があったわけですが、私といたしましては、第3次計画どおりに真龍小学校については進めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員 長

11番。

1 1 番

今、教育長からお話があったんですけども、この町内でもいろいろなことがあって、残念ながら悲しい事件があったわけでしょう。そうすれば先生方の中である意味では一般的には相談される側の人の中にそういうことが間々生まれることがあるし、それから今休暇されている先生が何なのかは私はわかりませんが、そういうことも含めれば、どういうところからそういう問題が発生するのかというの

はなかなか難しいし、見きわめるのも難しいことだと思うんですね。そういう中では、先生方が厚岸町内で教鞭をとったということで後々誇りに思えるような状況が町内の教育機関の中でとられているというふうにぜひしていただきたいなというふうに思います。これが子供たちのためにもなると思うんですね。

それと、今、町長から決意をお聞きいたしましたので、ぜひともこの計画どおり進めていただきたいというふうをお願いいたします。

委員長 教育長。

教育長 ただいまご指摘いただきましたとおり、町内の子供たちの教育は先生たちの健全な心身の中から当然生まれてくる。そういう環境をつくっていくことが厚岸町の教育委員会として大切なことだというふうに考えておりますので、今後とも先ほど申したとおりいろいろな制度を使いながら、あるいはこちらの方からそういう治療に当たっている場合については、よく主治医の方と相談する中に教育委員会も当然今も入っておりますし、そういう中できめ細かなサポートをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員長 町長。

町長 真龍小学校につきまして、再度答弁をさせていただきたいと思います。

いい環境で子供たちが学び得ることが一番大事であります。その一つも老朽校舎の改築であろうと、そのように考えております。先ほど答弁いたしましたとおり、計画に沿って全力で取り組んでまいりたい、かように考えますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

委員長 以上で本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻 17時08分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月18日

平成14年度各会計予算審査特別委員会

委員長